

鐵道抵當法施行規則

鐵道用地以外ノ用地

國、郡、市町村	大字	字	番	地	地	目	段別坪數	使用種類
國、郡、市町村	字	字		一三一、	地	地	一三二	工場用
國、郡、市町村	字	字		一二二、	畑	地	一三一	工場用
國、郡、市町村	字	字		二一五、	宅	地	一五六五	工場用
								舍宅用
								用水用
								本社用
								事務所用
								何々用

備考 鐵道用地以外ノ用地ハ國郡市町村ノ順序ニ依リ種類ヲ追フテ一筆毎ニ之ヲ記載ス

地上權、賃借權、地役權

國、郡、市町村	大字	番地	地	段別	用方	期限	使用料金	種類	設定及登記年月日	土地所有者氏名
國、郡、市町村	字	三四五	田	五、〇〇〇坪	線路用	明治五十年	金壹圓八拾錢	地上權	明治三十七年五月五日	鈴木又兵衛
國、郡、市町村	字	七一〇	畑	一〇、〇〇〇坪	工場用	明治百年	金壹圓貳拾錢	賃借權	明治三十八年三月十日	古井 新作

鐵道抵當法施行規則

鐵道抵當法施行規則

備考 橋利ノ種類ニ依リ一筆毎ニ之ヲ記載スヘシ

橋梁				名	稱	哩	程	橋	種	類	橋	臺	造	橋	種	類	橋	徑	間
				、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
三〇九・一〇・〇〇	一九一・〇一・〇〇	九九・五四・〇〇	九九・五四・〇〇	三〇九・一〇・〇〇	一九一・〇一・〇〇	九九・五四・〇〇	九九・五四・〇〇	三〇九・一〇・〇〇	一九一・〇一・〇〇	九九・五四・〇〇	九九・五四・〇〇	九九・五四・〇〇	九九・五四・〇〇	九九・五四・〇〇	九九・五四・〇〇	九九・五四・〇〇	九九・五四・〇〇	九九・五四・〇〇	九九・五四・〇〇
半圓形、拱	版桁、鋼	輾壓梁、鐵	輾壓梁、鐵	半圓形、拱	版桁、鋼	輾壓梁、鐵	輾壓梁、鐵	半圓形、拱	版桁、鋼	輾壓梁、鐵	輾壓梁、鐵	輾壓梁、鐵	輾壓梁、鐵	輾壓梁、鐵	輾壓梁、鐵	輾壓梁、鐵	輾壓梁、鐵	輾壓梁、鐵	輾壓梁、鐵
煉瓦造	石造	煉瓦造	煉瓦造	煉瓦造	石造	煉瓦造	煉瓦造	煉瓦造	石造	煉瓦造	煉瓦造	煉瓦造	煉瓦造	煉瓦造	煉瓦造	煉瓦造	煉瓦造	煉瓦造	煉瓦造
單線	複線	單線	單線	單線	複線	單線	單線	單線	複線	單線	單線	單線	單線	單線	單線	單線	單線	單線	單線
一五・〇	七〇・〇	一三・三	一三・三	一五・〇	七〇・〇	一三・三	一三・三	一五・〇	七〇・〇	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三
一	一五	一	一	一	一五	一	一	一	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

鐵道抵當法施行規則

溝 橋

備考 經間十二呎未満ノモノハ次表ニ之ヲ記載スヘシ

溝 橋				名	稱	哩	程	橋	種	類	橋	徑	間
				、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
三二六・五九・〇〇	三二六・五九・〇〇	三二六・五九・〇〇	三二六・五九・〇〇	三二六・五九・〇〇	三二六・五九・〇〇	三二六・五九・〇〇	三二六・五九・〇〇	三二六・五九・〇〇	三二六・五九・〇〇	三二六・五九・〇〇	三二六・五九・〇〇	三二六・五九・〇〇	三二六・五九・〇〇
ブラット式構桁	ブラット式構桁	ブラット式構桁	ブラット式構桁	ブラット式構桁	ブラット式構桁	ブラット式構桁	ブラット式構桁	ブラット式構桁	ブラット式構桁	ブラット式構桁	ブラット式構桁	ブラット式構桁	ブラット式構桁
石及煉瓦混造	石及煉瓦混造	石及煉瓦混造	石及煉瓦混造	石及煉瓦混造	石及煉瓦混造	石及煉瓦混造	石及煉瓦混造	石及煉瓦混造	石及煉瓦混造	石及煉瓦混造	石及煉瓦混造	石及煉瓦混造	石及煉瓦混造
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
二〇〇・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

鐵道抵當法施行規則

電線		種	類	區	間	線	數	延	長	所屬器具機械
		電	信	、	、	、	二		一三、一五、五〇	一〇〇
		電	話	、	、	、	三		一三、一五、五〇	一〇〇
		電	送	、	、	、	二		一〇〇	
		電	空	、	、	、	單線			
		電	車	、	、	、				
		架	用	、	、	、				
		送	電	、	、	、				
		電	線	、	、	、				

建物其他工作物

種	類	構	造	坪又ハ延長等	所在地	郡市	所屬器具機械
煙	突	煉瓦造八角		四呎、 二、三坪	、	、	
原動機室	、	、	、	、	、	、	堅置二回膨脹汽關、 ツシユ汽鑪、筒、 ウオルシ ン給水脚筒、 臺直流發電機 、臺、 ルーツ送風機、 其他器具機械一切
發電所	木造瓦葺二階家 煉瓦造瓦葺平家		外二階 二〇坪 五〇坪	同	同	所	橫置二回膨脹汽關、 水管式汽鑪、臺、 橫置給水脚筒 、臺、 交番式發電機、 臺、 變壓機、 臺、 配電盤、 臺、 其他器具機械一切
乘降場	擁壁石造 木造柿葺平家		五五〇呎 一五〇呎	同	同	所	椅子、 脚机、 脚、 金庫、 筒、 其他器具一切
停車場 本家 附屬建物	煉瓦造瓦葺平家 木造 造亞鉛葺平家 三棟		二〇〇坪		市、 町、 番地	市	

鐵道抵當法施行規則

鐵道抵當法施行規則

テングーエンジン	六輪聯働	A	一	米國	ボルター	一八八〇	三三、一五	一	ジャンク、スパシナ
タンクエンジン	四輪聯働	B	乃至一五	米國	ポールト	一八九八	三二、一五	五	油差等其他器具一切
テングーエンジン	八輪聯働	C	五〇	同	上	一八九八	五八、一二	二	
	單式十輪車								

客車

種類	形式	記號番號	製造所名	製造年	定員	手小荷物室	手小荷物室各種	輛數	所屬器具機械
一等	八輪ボギー	い乃至七二	工場	明治二十年	五〇			五	真空制動機、燈房、器具等一切
二、三等	八輪ボギー	に、さ三〇			三、三六 五、六			一	同上
郵便車	四輪車	ゆ、り乃至八三				手小荷物室 二、七四		五	手用制動機、燈房、器具等一切
一等	四輪電動車	て乃至八五			五〇			三	排壓氣制動機、コシツローラ、電動器、燈房等一切

鐵道抵當法施行規則

種類	形式	記號番號	製造所名	製造年	積量	輛數	所屬器具機械
貨車	八輪ボギー車	ワブ 一	工場	明治二十三年	重量 五、〇〇〇 容積 四、四〇〇	二	信用制動機及 手用制動機
有蓋貨車	四輪車	ワ 乃至 八、四八八 乃至 五〇三	、	、	七、九八〇	一五	車側制動機
無蓋貨車	四枚側四輪車	ト 乃至 四、三二 乃至 四三七	、	、	七、〇〇	一五	真空制動機
土運車	二枚側四輪車	ツチ 乃至 五〇一 乃至 五〇一	、	、	四、〇〇	一〇	車側制動機

保線材料及非具機械

材料名稱	現在	數	所在地
軌條	三十四呎(六十磅) 二十四呎(五十磅)	一、〇〇〇 五〇〇	停車場内
枕木	普通用 ポイント用 橋梁用	三、〇〇〇 二、〇〇〇 一、〇〇〇	、
砂利		三〇〇坪	停車場附近
石材		一〇、〇〇〇切	、

器具機械名稱	現	在	數	所	在	地
杭打器械			一〇臺			倉庫
プロツク			五〇箇			
シヨベ			一〇〇箇			
リョツク、トラベ			五箇			

備考 線路ニ要スル材料ハ軌條、枕木、砂利、鐵材、石材、煉瓦、セメント等重ナルモノヲ記載スヘシ
保線令料及器具機械ハ表記ノ外末尾ニ其ノ他一切所屬ノ旨ヲ記載スヘシ

○擔保附社債信託施行細則

(明治三十八年五月卅一日大藏省令第三十五號)

第一條 擔保附社債ニ關スル信託事業ヲ營マムトスル會社ハ免許申請書ニ定款ヲ添附シテ差出スヘシ

前項ノ書類ノ外合名會社又ハ合資會社ニ在リテハ出資ノ拂込額ヲ記載シタル書面株式會社ニ在リテハ非訟事件手續法第百八十七條第二項第二號乃至第六號及第九號ニ記載シタル書類株式合資會社ニ在リテハ之ニ準スヘキ書類

ヲ添附スルコトヲ要ス

第二條 既設會社カ擔保附社債ニ關スル信託事業ヲ營マムトスルトキハ免許申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ差出スヘシ

- 一 定款又ハ會社契約書ノ謄本
- 二 目的變更ニ關スル株主總會ノ決議錄謄本又ハ社員總會ノ決議ヲ記載シタル書面
- 三 最終ノ貸借對照表

第三條 信託會社カ信託契約ヲ締結シタルトキハ遲滞ナク左ノ書類ヲ添附シテ届出ツヘシ

- 一 信託證書謄本
 - 二 社債ノ總額ヲ引受ケ別ニ其ノ引受ニ關スル契約書アルトキハ其ノ契約書謄本
 - 三 社債募集ノ事由ヲ記載シタル書面
- 擔保附社債信託法施行細則

前項第一號ノ信託證書カ主務官廳ノ認可ヲ要スルモノナルトキハ認可ノ蓋印アル信託證書ノ謄本ナルコトヲ要ス

前項ノ認可カ效力ヲ失ヒタルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ届出ツヘシ

第四條 信託會社ハ信託契約ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ

前項ノ變更カ主務官廳ノ認可ヲ要スルモノナルトキハ其ノ認可書謄本ヲ添附スヘシ

第五條 信託會社カ委託會社ノ委任ニ因リ社債ヲ募集シタル場合ニ於テ其ノ社債ノ募集カ確定シタルトキハ遲滞ナク左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ届出ツヘシ

應募口數券面總額及其ノ申込價格ノ總額

擔保附社債信託法施行細則

二 募入ノ口數券面總額及總價格（即チ會社ノ實收スヘキ金額）

第六條 外國會社ト信託契約ヲ締結セラレタル會社ハ許可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ差出スヘシ

一 信託證書案

二 社債募集ニ關スル株主總會ノ決議錄謄本

三 擔保附社債信託法第二十二條第一項第五號乃至第七號ノ事項及社債募集ノ事由ヲ記載シタル書面

四 信託ヲ引受ケムトスル外國會社ノ定款寫又ハ會社ノ性質ヲ識別スルニ足ル書面

五 前號ノ外國會社ノ資本又ハ金銀ヲ目的トスル出資ノ總額及其ノ拂込金額ヲ記載シ

タル書面

三八〇

第七條 擔保附社債信託法第十七條第四項ノ屬書ニハ代表者タル資格ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第八條 第六條ノ信託契約ヲ締結シタル外國會社ニ付テハ第三條乃至第五條ノ規定ヲ準用ス

第九條 信託會社ハ社債權者會集ノ招集アリタルトキハ遲滯ナク集會ノ目的、場所、期日及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ届出ツヘシ

信託會社カ社債權者會集ノ決議錄ヲ作成シ又ハ決議錄謄本ノ交付ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其決議錄謄本ニ集會ノ狀況ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ届出ツヘシ其ノ決議ノ無効ノ宜

告又ハ其ノ宣告ノ取消アリタルトキ亦同シ社債權者會集ノ決議ヲ執行シタルトキハ執行者ハ遲滯ナク其ノ顛末ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ届出ツヘシ

第十條 擔保附社債信託法第四十九條第二項ニ

依ル許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 集會ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面

二 招集ノ請求ヲ受ケタル者カ請求アリタル後二週間内ニ招集ノ手續ヲ爲サ、リシ事實ヲ記載シタル書面

前項ノ申請者カ社債總額ノ十分ノ一ニ當ル社債權者ナルトキハ前項ノ書類ノ外其ノ社債權者カ各自有スル債券額及社債原簿ニ現存セル

擔保附社債信託法施行細則

社債總額ヲ記載シ且其ノ事實ヲ證スル書面ヲ添ヘ其ノ許可申請書ニハ各自署名スヘシ但シ無記名債券ハ之ヲ信託會社ニ提供スルカ又ハ大藏大臣ノ指定スル銀行ニ預ケ入レ其ノ預リ證書ヲ提供スヘシ

第十一條 擔保附社債信託法第八十九條ニ依ル申請書ニハ社債權者會集ノ決議錄ノ外左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 擔保附社債信託法第八十九條第一項ノ場合ニ於テハ其ノ爲スヘキ行為ヲ怠リタル事實ヲ證スル書面

二 同條第二項ノ場合ニ於テハ社債權者ト受託會社トノ利益相反スルノ事實及其ノ事實ニ依リ總社債權者ノ爲ニ裁判上又ハ裁

三八一

擔保附社債信託法施行細則

判所ノ行爲ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面

第十二條 擔保附社債信託法第九十四條ニ依ル

申請書ニハ左ノ書類ヲ添附シテ差出スヘシ但シ申請者カ社債權者集會ナルトキハ尙ホ其ノ決議錄謄本ヲ添附スヘシ

- 一 擔保ノ消滅又ハ其ノ價格ノ減少シタル事實カ受託會社ノ故意若ハ過失ニ出テタル事實ヲ證スル書面
- 二 擔保ノ消滅又ハ其ノ價格減少ニ關スル計算書

第十三條 信託會社カ擔保附社債信託法第八十

八條第三項及第九十四條第一項ノ規定ニ依リ供託ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク供託金受領書

第十六條 擔保附社債信託法第九十八條ニ依ル

許可申請書ニハ辭任ヲ要スル事由ヲ記載シタル書面及信託事務ニ關スル計算書ヲ添附スヘシ

第十七條 擔保附社債信託法第九十九條ニ依ル

申請書ニハ解任ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ但シ申請者カ社債權者集會ナルトキハ尙其ノ決議錄謄本ヲ添附スヘシ

第十八條 擔保附社債信託法第一百條第二項ニ

依ル屆書ニハ同條第一項ノ契約書謄本ヲ添附スヘシ

前項ノ書類ニハ第十五條第一號及第二條ノ書類ヲ添附スヘシ但シ第十五條ノ手續ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニアラス

擔保附社債信託法施行細則

謄本ヲ添へ届出ツヘシ

第十四條 信託會社ハ擔保附社債信託法第九十

五條ニ依ル検査ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ年月日及検査ノ狀況ヲ報告スヘシ

第十五條 擔保附社債信託法第九十七條第二項

ニ依リ外國會社ト信託事務ノ承繼契約ヲ締結セムトスル場合ニ於テハ委託會社ハ許可申請書ニ左ノ書類及第六條第一項第四號及第五號ノ書類ヲ添附スヘシ

- 一 信託契約ノ定ムル所ニ依リ辭任シタルコト又ハ委託會社及社債權者集會カ辭任ニ同意シタルコトヲ表示シタル書面
- 二 信託事務ニ關スル計算書
- 三 承繼契約書案

第十九條 擔保附社債信託法第一百五條第二項ニ

依ル屆書ニハ引繼ノ頭末ヲ記載シ同條第三項ノ目錄ト共ニ差出スヘシ

第二十條 信託會社カ信託事務ヲ終了シタルト

キハ遲滞ナク總計算書ヲ添附シテ届出ツヘシ

第二十一條 信託會社カ合併ノ決議ヲ爲シタル

トキハ商法第七十八條ノ手續ヲ了シタル後遲滞ナク各會社共同シテ左ノ書類ヲ添附シテ届出ツヘシ但シ合併ニ依リ信託ノ業務ヲ廢止スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 合併ニ關スル契約書
- 二 合併ニ依リ設立シ又ハ合併後存續スル會社ノ定款
- 三 商法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ作成

擔保附社債信託法施行細則

シタル會社各自ノ貸借對照表

四 合併ニ關スル株主總會決議錄謄本又ハ社員ノ決議ヲ記載シタル書面

五 商法第七十九條第一項ノ規定ニ依リタルコト又ハ同條第二項ノ規定ヲ履行シタルコトヲ證スル書面

合併セムトスル會社カ銀行タルトキハ銀行條例施行細則第七條ニ依ル認可申請書ニ第十五條第一號乃至第三號及前項第五條ノ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

合併ニ因リ設立シ又ハ合併後存續スル會社カ新ニ信託事業ヲ營マムトスルトキハ免許申請書ニ第一項ノ書類ヲ添付スヘシ

第二十二條 擔保附社債信託法第十四條及第十

五條ニ依ル請求書ニハ請求者カ利害關係ヲ有スル事實及清算人ノ選任又ハ解任ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面ヲ添付シテ差出スヘシ

前項ノ請求者カ社債總額十分ノ一ニ當ル社債權者ナルトキハ第十條第二項ノ規定ヲ適用ス

第二十三條 信託會社ノ清算人ハ就職後遲滯ナク會社財産ノ況狀ヲ調査シ財産目錄及貸借對照表ヲ添付シテ届出ツヘシ

清算人ハ毎月清算ノ狀況ヲ報告スヘシ但シ重要ナル事項ニ付キテハ其ノ都度遲滯ナク届出ツヘシ

ノ招集ヲ爲シタルトキ

第二十六條 明治三十二年大藏省令第二十四號銀行條例施行細則第四號至乃第六條及第九條乃至第十一條ノ規定ハ之ヲ信託會社ニ準用ス但シ營業報告中社債ニ關スル事項ハ附屬様式ニ準シテ調製スヘシ

信託會社ハ毎月實際報告表ヲ調製シ翌月十日マテニ差出スヘシ

附則

第二十七條 本令ハ擔保附社債信託法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(附屬様式)

(本様式ニ記載スルノ外他ノ勘定アルトキハ類似ノ項ニ準シテ便宜調製スヘシ)

第二十四條 信託會社カ登記又ハ登録ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ事項及年月日ヲ記載シタル書面ヲ添付シテ届出ツヘシ

第二十五條 左ノ場合ニ於テハ信託會社ハ遲滯

ナク其ノ事由又ハ狀況ヲ記載シタル書面ヲ添付シテ届出ツヘシ

一 信託事業ニ關スル訴訟事件ノ當事者トナリタルトキ及其ノ判決アリタルトキ

二 非訟事件ニ付裁判所ニ請求又ハ抗告ヲ爲シタルトキ及其ノ決定アリタルトキ

三 検査役ノ選任アリタルトキ

四 支拂ヲ停止シ又ハ解散ノ事由發生シタルトキ

五 商法第七十四條第一項ニ依ル株主總會

擔保附社債信託法施行細則

擔保附社債信託法施行細則

信託契約ノ口數及社債金額左ノ如シ

種類	前記 繰越		当期 契約		当期 解約		現在 契約	
	口數	社債金額	口數	社債金額	口數	社債金額	口數	社債金額
當會社募集		円		円		円		円
當會社總額引受								
委託會社募集								
第三者總額引受								
計								

(承繼契約ニヨリ前受託會社ヨリ引渡サレタリ高ハ当期契約ニ辭任又ハ解任ニ依リ引繼キタル高ハ当期解約ニ合算シ各其口數及社債金額ヲ相當欄ニ附記スヘシ)
當會社募集社債現在高内譯

委任會社名	現發行高	未發行高	合計	擔保	擔保價格	
					不動產	其他
				不動產	其他	
				船舶	鐵道	
				動產	工場	
				何々		

當會社總額引受社債現在高内譯
委託會社募集社債現在高内譯
第三者總額引受社債現在高内譯
(右各種ハ受託會社募集社債現在高内譯ニ準シ詳記スヘシ)
擔保附社債ノ引受

擔保附社債引受ニ關スル勘定左ノ如シ

券面金額	前期繰越高	当期引受高	当期賣出高	現在高
實價金額				

- 一 当期賣出高中当期ニ於テ當會社所有ニ振替ヘシモノ券面何程實價何程アリ
- 二 当期賣出實價ノ外賣出利益何程アリ(又ハ当期賣出實價ノ内賣出損何程ヲ包含セリ)
- 三 現在實價ノ内評價益何程 包含セリ(又ハ現在實價ノ外評價損何程ヲ生シタリ)

擔保附社債元利金勘定
當期間當會社ニ於テ取扱タル擔保附社債ノ元利金受拂勘定ハ左ノ如シ

前期繰越元受高	元金勘定		利札勘定	
	口數	金額	口數	金額
		円		円

擔保附社債信託法施行細則

當期元金高	內承繼契約ニ依リ引渡サレタル高	計	當期仕拂高	內承繼契約ニ依リ引繼キタル高	差引現在高

○軌道抵當ニ關スル法律

(明治四十二年四月十三日 法律第二二八號)

第一條 軌道ノ抵當ニ關シテハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外鐵道抵當法ヲ準用ス

第二條 軌道財團ハ左ニ掲クルモノニシテ軌道財團ノ所有者ニ屬スルモノヲ以テ之ヲ組成ス

- 一 軌道線路、其ノ他ノ軌道用地及其ノ上ニ存スル工作物並之ニ屬スル器具機械
 - 二 工場、倉庫、厩舎、發電所、變壓所、配電所、事務所、舍宅其ノ他工事又ハ運輸ニ要スル建物及其ノ敷地並之ニ屬スル器具機械
 - 三 用水ニ關スル工作物及其ノ敷地並之ニ屬スル器具機械
- 軌道抵當ニ關スル法律

四 軌道用通信、信號又ハ送電ニ要スル工作物及其ノ敷地並之ニ屬スル器具機械

五 前四號ニ掲ケタル工作物ヲ所有シ又ハ使用スル爲他人ノ不動産ノ上ニ存スル地上權、登記シタル賃借權及前四號ニ掲ケタル土地ノ爲ニ存スル地役權

六 車輛及馬匹並之ニ屬スル器具機械

七 保線其ノ他ノ修繕ニ要スル材料及器具機械

軌道營業者カ軌道ニ要スル電氣ノ餘力ヲ以テ電氣供給ノ業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ供給ノ爲要スル第二號乃至第五號及第七號ニ掲ケタルモノヲ軌道財團ニ屬セシムコトヲ得

第三條 公共團體カ軌道及附屬物件ヲ買上ケタ

軌道抵當ニ關スル法律施行期日ノ件

ル場合ニ於テハ鐵道抵當法第二十六條ノ規定ヲ準用ス

特許ニ附シタル條件ニ依リ軌道財團ニ屬スルモノヲ無償ニテ國又ハ公共團體ニ引渡スヘキトキハ其ノ財團ヲ目的トスル抵當權ハ消滅ス
第四條 軌道營業者カ株式會社ニ非サル場合ニ於ケル軌道ノ抵當ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○軌道抵當ニ關スル法律施行期日ノ件

(明治四十二年七月二十日) 勅令第一一九一號

明治四十二年法律第二十八號ハ明治四十二年七月二十二日ヨリ之ヲ施行ス

三九〇

○軌道抵當取扱規則

(明治四十二年七月二十一日) 閣令第六六號

第一條 軌道抵當ノ取扱ニ關シテハ軌道抵當法施行規則ヲ準用ス
第二條 抵當權ノ設定若ハ變更又ハ抵當證書若ハ信託證書ニ記載セル事項ノ變更ニ關スル書類ハ内閣總理大臣及内務大臣宛トシ地方長官ヲ經由シテ差出スヘシ但シ動力ニ電氣ヲ使用スル場合ニ於テハ内閣總理大臣内務大臣及逓信大臣宛トス
第三條 左ノ書類ハ鐵道抵當法施行規則第二條第一項第六號及第七號ノ書類ニ代ハルモノトス

一 物件擔保ノ負債アルトキハ其ノ總額及償還ヲ了ヘサル金額ノ登記抄本又ハ證明書

二 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ總額及償還ヲ了ヘサル金額ノ登記抄本

第四條 鐵道財團ニ關スル公告ノ申請書、抵當權ノ登録ニ關スル申請書及鐵道財團目錄ニ關スル書類ハ内閣總理大臣宛トシ之ヲ差出スヘシ

第五條 馬匹、及電氣供給ノ爲要スルモノノ財團目錄ハ別記様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第六條 馬匹、保線其ノ他ノ修繕ニ要スル材料ノ變更又ハ消滅ノ届出ハ決算期ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第七條 執行力アル正本附與ノ申請書ハ内閣總理大臣宛トシ之ヲ差出スヘシ

理大臣宛トシ之ヲ差出スヘシ

第八條 競落人ニ依リテ發起セラレタル會社又ハ競落人タル會社ヨリ差出ス特許及許可ノ申請書ハ内閣總理大臣及内務大臣宛トシ地方長官ヲ經由スヘシ
第二條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第九條 裁定申請書、管理人推薦ノ申立書、計算報告書及配當報告書ハ内閣總理大臣及内務大臣宛トシ之ヲ差出スヘシ

附則

本令ハ明治四十二年第二十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三九一

輕便鐵道抵當ニ關スル件 登録税法

(明治四十五年五月十六日) 關令 第一一號

輕便鐵道抵當ニ關シテハ軌道抵當取扱規則第一條第三條第五條及第六條ノ規定ヲ準用ス

○登録税法(沿革) (明治二十九年三月二日改正)

(十八日法律第二十七號)

三十八年法 第四十二年法 四十二年法 第四十四年法

第一條 登録税ハ本法ノ定ムル所ニ依リ賦課徵收ス

第三條ノ二 鐵道抵當原簿、輕便鐵道抵當原簿

又ハ軌道抵當原簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 抵當權ノ取得

三九四

債權金額 千分ノ一

二 強制競賣、強制管理ノ申立 債權金額 千分ノ一

三 登録ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金貳圓

金貳圓

第十七條 登録税ハ印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ現金ヲ以テ之ヲ徵收スルコトヲ得

第十八條 登録税ハ總テ金一錢以上トス一錢未滿ノ端數ハ一錢トシテ之ヲ計算ス

第十九條ノ二 登記所ニ於テ登記申請者ノ申告シタル課税標準ノ價格ヲ不當ト認ムルトキハ

二名ノ評價人ヲ撰定シ之ヲ評價セシム評價一致セサルトキハ其ノ平均ヲ以テ之ヲ定ム

致セサルトキハ其ノ平均ヲ以テ之ヲ定ム

○通行税法 (四十二年三月廿四日) 法律 第五條

第一條 汽車、電車及汽船ノ乗客ニハ左ノ區別

ニ依リ通行税ヲ課ス

二百哩又ハ二百海里以上

一等 金五十錢

二等 金二十五錢

三等 金四錢

二百哩又ハ二百海里未滿

一等 金四十錢

二等 金二十錢

三等 金三錢

百哩又ハ百海里未滿

一等 金二十錢

二等 金十錢

三等 金五錢

前項ノ評價申請價格ヨリ多キトキハ評價人ニ給スル旅費手當ハ登記申請者ノ負擔トス
官吏及當該事件ニ利害ノ關係ヲ有スル者ハ評價人トナルコトヲ得ス
附則
第二十條 本法ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

○登録税法施行規則(沿革)

(明治三十二年五月十九日) 勅令 第二〇五號

第一條 印紙ヲ以テ納ムル登録税ハ登録ニ關スル書類ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ納ムヘシ

第二條 登録税額五百圓以上ナルトキハ稅務署ニ申出テ現金ヲ以テ納ムルコトヲ得

登録税法施行規則

通行税法

二等	金十
三等	金二
五十哩又、五十海里未満	
一等	金五
二等	金三
三等	金一

往復乗船車ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ通行税ハ往復ノ里程ヲ通算シテ之ヲ徴收ス
貸切、多人數、回数又ハ定期乗船車ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ通行税ハ第一項税額ノ五倍ヲ徴收ス

第二條 通行税ヲ課スヘキ場合ニ於テ汽車、電車又ハ汽船ニシテ等級ヲ分ダサルモノニ在リテハ三等ノ税率ヲ適用シ二等級ニ分チタルモノニ在リテハ二等ノ税率ヲ適用スルコトヲ得

ノニ在リテハ二等三等ノ税率ヲ適用シ一等級ノ上又ハ三等級ノ下ニ更ニ等級ヲ設ケタルモノニ在リテハ一等又ハ三等ノ税率ヲ適用ス

第三條 左ノ場合ニ方テハ通行税ヲ課セス
一 外國行ノ汽船ニ乗シ外國ニ赴クトキ
二 鐵道軍事供用令ニ依リ乗車スルトキ

第四條 通行税ハ汽車、電車又ハ汽船營業者乗船車賃金ヲ領收スルトキ之ヲ徴收スヘシ
前項ニ依リ徴收シタル通行税ハ毎月取纏メ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納付スヘシ

第五條 汽車、電車又ハ汽船營業者前條ニ依リ徴收スヘキ通行税ヲ納付セサルトキハ國稅徴收法ニ依リ該營業者ヨリ之ヲ徴收ス

第六條 收稅官吏ハ汽車、電車又ハ汽船營業者

在地所轄稅務署ノ許可ヲ得タルトキハ之ヲ本店所在地ノ金庫ニ拂込ムコトヲ得

帝國鐵道ニ於テ通行税ヲ金庫ニ拂込ムトキハ計算書ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

附則
本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ施行ス

ノ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第七條 回数乗船車券ハ之ヲ分割販賣スルコトヲ得ス違反スル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附則
本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
非常特別稅法中通行税ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

○通行税法施行規則

(明治四十三年三月二十五日)
勅令 第二十九號

汽車、電車又ハ汽船營業者ハ拂込書及計算書ヲ添附シ毎月十日迄ニ前月分ノ通行税ヲ各營業場所在地ノ金庫ニ拂込ムヘシ但シ營業者カ本店所

土地收用法

○土地收用法

(明治三十三年三月法律第二十九號)

(沿革略記) 明治八年七月第百三十三號達

ヲ以テ公用土地買上規則ヲ定ム●二十二年

七月法律第十九號ヲ以テ前令ヲ廢シ土地收

用法ヲ定ム●三十三年三月法律第二十九號

ヲ以テ更ニ土地收用法ヲ定メ前法ヲ廢止ス

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル土地收用法ヲ裁可シ

茲ニ之ヲ公布セシム

土地收用法

第一章 總則

第二章 事業ノ準備

第三章 事業ノ認定

第四章 收用ノ手續

第五章 收用審査會

第六章 損失ノ補償

第七章 收用ノ效果

第八章 費用ノ負擔

第九章 監督、強制及罰則

第十章 訴願及訴訟

附則

土地收用法

第一章 總則

第一條 公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ノ爲之ニ要

スル土地ヲ收用又ハ使用スルノ必要アルトキ

ハ其ノ土地ハ本法ノ規定ニ依リ之ヲ收用スル

コトヲ得

本法ニ於テ使用ト稱スルハ權利ノ制限ヲ包含

土地收用法

○土地收用法

土地收用法

三九八

(明治三十三年三月法律第二十九號)

(沿革略記) 明治八年七月第百三十三號達

ヲ以テ公用土地買上規則ニ定ム◎二十二年

七月法律第十九號ヲ以テ前令ヲ廢シ土地收

用法ヲ定ム◎三十三年三月法律第二十九號

ヲ以テ更ニ土地收用法ニ定メ前法ヲ廢止ス

朕帝國議會ノ協賛ヲ經テ土地收用法ヲ可シ

茲ニ之ヲ公布セシム

土地收用法
第一章 總則

第一條 公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ヲ爲之ニ要

スル土地ノ收用又ハ使用スルノ必要ナルトキ

ハ其ノ土地ハ本法ノ規定ニ依リ之ヲ收用スル

コトヲ得

本法ニ於テ使用ト稱スルハ權利ノ制限ヲ包含

第二章 事業ノ準備
第三章 事業ノ認定
第四章 收用ノ手續

第五章 收用審査會
第六章 損失ノ補償
第七章 收用ノ效果
第八章 費用ノ負擔
第九章 監督、強制及罰則
第十章 訴願及訴訟
附則

ス

第二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス

- 一 國防其ノ他軍事ニ關スル事業
- 二 官廳又ハ公署建設ニ關スル事業
- 三 教育、學藝又ハ慈善ニ關スル事業
- 四 鐵道、軌道、道路、橋梁、河川、堤防、砂防、運河、用惡水路、溜池、船渠、港灣、埠頭、水道、下水、電氣機、瓦斯燈又ハ火葬場ニ關スル事業
- 五 衛生、測候、航路標識、防風、防火、水害豫防其ノ他公用ノ目的ヲ以テ國府縣郡市町村其ノ他公共團體ニ於テ施設スル事業

土地收用法

業

第三條 本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ニ規定シタル起業者ノ權利義務ハ事業ト共ニ其ノ承繼人ニ移轉ス

第四條 本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ノ規定ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ起業者、土地所有者又ハ關係人ノ承繼人ニ對シテ相其ノ效力ヲ有ス

第五條 本法ニ於テ土地所有者ト稱スルハ收用又ハ使用スヘキ土地ノ所有者ヲ謂フ
本法ニ於テ關係人ト稱スルハ收用又ハ使用スヘキ土地ニ關シテ權利ヲ有スル者ヲ謂フ
第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後其ノ土地ニ關シテ權利ヲ取得シタル者ハ關係人ト

土地收用法

看做サス但シ既存ノ權利ヲ承繼シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ニ規定シタル期間ノ計算法、通知ノ方法及書類ノ送達ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 本法ノ規定ハ水ノ使用ニ關スル權利其ノ他土地ニ關スル所有權以外ノ權利ノ收用又ハ使用ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第八條 本法ノ規定ハ土地ニ屬スル土石砂礫ノ收用ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第二章 事業ノ準備
第九條 事業ノ準備ノ爲必要アルトキハ起業者ハ事業ノ種類及立入ルヘキ土地ノ區域ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ得テ土地ニ立入り測量又ハ

四〇〇

検査ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テ宮内省又ハ國ノ起業ニ係ルトキハ宮内大臣又ハ主務大臣ハ之ヲ地方長官ニ通知スヘシ

地方長官前項ノ許可ヲ與ヘ又ハ通知ヲ受ケタルトキハ起業者、事業ノ種類及立入ルヘキ土地ノ區域ヲ公告シ又ハ之ヲ其ノ土地占有者ニ通知スヘシ

第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後起業者カ事業ノ準備ノ爲其ノ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ本條ノ許可又ハ通知ヲ要セス

第十條 前條ノ場合ニ於テハ起業者ハ立入ルヘキ日ヨリ五日目前ニ其ノ日時及場所ヲ市町村長ニ通知スヘシ市町村長ハ之ヲ公告シ又ハ其ノ

土地占有者ニ通知スヘシ

邸内ニ立入ル場合ニ於テハ起業者ハ豫メ其ノ占有者ニ通知スヘシ

日出前日没後邸内ニ立入ル場合ニ於テハ起業者ハ特ニ行政廳ノ許可ヲ受クヘシ

第十一條 第九條ノ規定ニ依ル測量又ハ検査ノ爲必要アルトキハ起業者ハ行政廳ノ許可ヲ得テ障害物ヲ除却スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ障害物ノ除却ヲ爲ス場合ニ於テハ起業者ハ三日目前ニ其ノ所有者及占有者ニ通知スヘシ

第三章 事業ノ認定

第十二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ内閣之ヲ認定ス但シ軍機ニ關スル事業土地收用法

ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 起業者カ内閣ノ認定ヲ受ケムトスルトキハ事業計畫書及圖面ヲ添ヘ地方長官ヲ經由シテ内務大臣ニ申請スベシ内務大臣ハ之ヲ審査シ内閣ニ提出スヘシ

宮内省又ハ國ノ起業ニ係ルトキハ宮内大臣又ハ主務大臣ハ事業計畫書及圖面ヲ添ヘ内務大臣ニ協議ヲ爲シ之ヲ内閣ニ提出スヘシ

第十四條 内閣カ認定ヲ爲シタルトキハ起業者及事業ノ種類竝起業地ヲ公告スヘシ

第十五條 天災事變ニ際シ急施ヲ要スル事業ノ爲土地ヲ使用スルトキハ郡市長ハ其ノ事業ノ認定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ使用ノ期間ハ六箇月ヲ超ユル事ヲ得ス

土地收用法

軍事上臨時急施ヲ要スル事業ノ爲土地ヲ使用
スルトキハ主務大臣ハ使用スヘキ土地ノ區域
ヲ郡市長ニ通知スヘシ

第十六條 起業者カ郡市長ノ認定ヲ受ケムトス
ルトキハ事業ノ種類、使用スヘキ土地ノ區域
及使用ノ期間ヲ定メ郡市長ニ申請スヘシ

第十七條 郡市長カ認定ヲ爲シタルトキハ起業
者、事業ノ種類、使用スヘキ土地ノ區域及使
用ノ期間ヲ土地所有者及占有者ニ通知スヘシ
郡市長カ第十五條第三項ノ通知ヲ受ケタルト
キハ使用スヘキ土地ノ區域ヲ土地所有者及占
有者ニ通知スヘシ

第十八條 起業者カ内閣ノ認定ノ公告ノ後三箇
年內ニ第十九條ノ申請ヲ爲ササルトキハ其ノ

認定ハ效力ヲ失フ

第四章 收用ノ手續

第十九條 内閣ノ認定ノ公告ノ後起業者ノ申請
ニ依リ地方長官ハ收用又ハ使用スヘキ土地ノ
細目ヲ公告シ又ハ之ヲ土地所有者及關係人ニ
通知スヘシ

軍機ニ關スル事業ニ付テハ主務大臣ハ地方長
官ニ收用又ハ使用スヘキ土地ノ細目ヲ通知シ
地方長官ハ之ヲ土地所有者及關係人ニ通知ス
ヘシ

第二十條 前條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後
ハ起業者ハ其ノ土地ニ立入り土地物件ヲ調査
スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ起業者ハ立入ルヘキ日

リ三日前ニ其ノ日時及場所ヲ其ノ土地占有者
ニ通知スヘシ

日出前日没後ハ占有者ノ承諾アルニ非サレハ
邸內ニ立入ルコトヲ得ス

第二十一條 第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通
知ノ後起業者カ必要ト認ムルトキハ土地所有
者又ハ關係人ト共ニ土地物件ニ關スル調書ヲ
作ルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ土地所有者又ハ關係人カ調
書ヲ作ルコトヲ拒ミタルトキハ起業者ハ市町
村長ノ立會ヲ以テ之ヲ作ルコトヲ得但シ市町
村長カ起業者ナルトキ又ハ起業者ニ對シ第四
十條第二項ニ掲ケタル關係ヲ有スルトキハ此
ノ限ニ在ラス

土地收用法

土地所有者又ハ關係人カ調書ノ必要ヲ認メタ
ルトキハ前二項ノ規定ヲ準用ス

起業者、土地所有者及關係人ハ本條ノ規定ニ
依リ作りタル調書ノ記載事項ニ對シテ異議ヲ
述フルコトヲ得ス

第二十二條 第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通
知ノ後起業者ハ其ノ土地ニ關スル權利ヲ取得
スル爲土地所有者及關係人ニ協議ヲ爲スヘシ
前項ノ協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ爲スコト
能ハサルトキハ起業者ハ收用審査會ノ裁決ヲ
求ムルコトヲ得

第二十三條 收用審査會ノ裁決ヲ求ムトスル
時ハ起業者ハ其ノ申請書ニ左ニ掲ケタル書類
ヲ添へ地方長官ニ差出スヘシ但シ軍機ニ關ス

土地收用法

ル事業ニ付テハ事業計畫書及圖面ヲ添フルコトヲ要セス

一 事業計畫書及圖面

二 市區町村別ニ左ニ掲ケタル事項ヲ記載シタル書類

收用又ハ使用スヘキ土地ノ番號、地目

收用又ハ使用スヘキ土地ノ面積及其ノ

土地ニ在ル物件ノ種類、數量但シ土地

物件カ分割ヲ來スヘキ場合ニ於テハ其

ノ全部ノ面積建坪等ヲ併記スヘシ

損失補償ノ見積金額及内譯

收用ノ時期又ハ使用ノ時期、期間

土地所有者關係人ノ氏名、住所

收用審査會ノ裁決ヲ求メタルトキハ起業者ハ

四〇四

同時ニ土地所有者及關係人ニ通知スヘシ

第二十四條 前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ地方

長官ハ之ヲ市町村長ニ下付スヘシ市町村長ハ

豫メ公告ヲ爲シ一週間之ヲ公衆ノ縦覽ニ供ス

ヘシ

第二十五條 土地所有者及關係人ハ前條縦覽期

間ノ初日ヨリ二週間内ニ地方長官ニ意見書ヲ

差出スコトヲ得

第二十六條 地方長官ハ前條ノ期間ヲ經過シタ

ル後收用審査會ヲ開クヘシ

第二十七條 收用審査會ハ開會ノ日ヨリ一週間

内ニ裁決ヲ爲スヘシ但シ地方長官ハ必要ト認

ムルトキハ二週間内ノ延期ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 收用審査會カ前條ノ期間内ニ裁決

ヲ爲ササルトキハ地方長官ハ事情ヲ具シ内務

大臣ノ指揮ヲ請フヘシ内務大臣ハ收用審査會

ニ一定ノ期間内ニ裁決ヲ爲スヘキコトヲ命ジ

又ハ之ニ代テ裁決ヲ爲スヘキコトヲ地方長官

ニ命スルコトヲ得

收用審査會カ前項ノ期間内ニ裁決ヲ爲ササル

トキハ地方長官ハ之ニ代テ裁決ヲ爲スヘシ

第二十九條 收用審査會カ招集ニ應セス又ハ成

立セサルトキハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ

得テ之ニ代テ裁決ヲ爲スコトヲ得事業ノ急施

ヲ要スルトキ亦同シ

第三十條 收用審査會カ裁決ヲ爲シタルトキハ

其裁決書ノ謄本ヲ添ヘ地方長官ニ報告スヘシ

第三十一條 前條ノ報告ヲ受ケ又ハ收用審査會

ニ代テ裁決ヲ爲シタルトキハ地方長官ハ裁決

書ノ謄本ヲ起業者、土地所有者及關係人ニ送

達スヘシ

第三十二條 軍機ニ關スル事業又ハ内閣ノ認定

シタル事業ノ施行ニ因リテ必要ヲ生シタル道

路、堤防其ノ他公用ニ供スル工作物ノ新築、

改築又ハ増築ノ爲土地ヲ收用又ハ使用スルト

キハ地方長官ノ許可ヲ得テ直ニ本章ノ規定ニ

依ルコトヲ得

第三十三條 郡市長カ認定ヲ爲シ又ハ第十五條

第三項ノ通知ヲ受ケタルトキハ第十七條ノ通

知ノ後起業者ヲシテ直ニ其ノ土地ヲ使用セシ

ムルコトヲ得但シ損失ノ補償ニ關シテハ本法

ノ規定ニ依ルヘシ

土地收用法

土地收用法

第三十四條 起業者カ第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後一箇年内ニ收用審査會ノ裁決ヲ求メサルトキハ其ノ公告又ハ通知ハ效力ヲ失フ

第五章 收用審査會

第三十五條 收用審査會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ左ニ掲ケタル事項ヲ定メテ收用又ハ使用ノ裁決ヲ爲スモノトス

- 一 收用又ハ使用スヘキ土地ノ區域
 - 二 損失ノ補償
 - 三 收用ノ時期又ハ使用ノ時期、期間
- 起業者ノ申請カ本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ノ規定ニ違反スルトキハ收用審査會ハ却下ノ裁決ヲ爲スヘシ

第三十六條 收用審査會ハ會長一人委員六人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十七條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ議事其ノ他ノ會務ヲ統理シ會ヲ代表ス

第三十八條 委員ハ高等文官及府縣名譽職參事會員各三人ヲ以テ之ニ充ツ

高等文官ニシテ委員タルヘキ者ハ内務 臣之ヲ命シ府縣名譽職參事會員ニシテ委員タルヘキ者ハ其ノ互選トス

第三十九條 收用審査會ノ委員半數以上出席スルニ非サレバ會議ヲ開クコトヲ得ス

收用審査會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第四十條 委員カ起業者、土地所有者又ハ關係

人ナルトキハ收用審査會ノ議事ニ參與スルコトヲ得ス

委員カ起業者、土地所有者若ハ關係人ノ配偶者、四親等内ノ親族、戸主、家族、代理人及保佐人ナルトキ又ハ起業者、土地所有者若ハ關係人タル市町村ノ市參事會員、町村長、合名會社ノ社員、合資會社及株式合資會社ノ無限責任社員、株式會社ノ取締役及監査役其ノ他法人ノ理事及監事ナルトキ亦前項ニ同シ

- 二 府縣名譽職參事會員ノ補充員
 - 三 府縣會議員
- 第四十一條 收用審査會ノ裁決ハ起業者、土地所有者及關係人ノ申立タル範圍ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第四十二條 收用審査會ハ必要ト認ムルトキハ鑑定人ヲ選ビ其ノ意見ヲ聽クコトヲ得
- 前項ノ鑑定人ニ付テハ第四十條ノ規定ヲ準用ス
- 第四十三條 收用審査會ハ必要ト認ムルトキハ起業者、土地所有者又ハ關係人ヲ呼出シ其ノ意見ヲ聽クコトヲ得
- 收用審査會ハ事實參考ノ爲必要ト認ムルトキハ收用又ハ使用スヘキ土地以外ノ土地所有者

土地收用法

土地收用法

ヲ呼出シ其供述ヲ聽クコトヲ得

第四十四條 裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其理由
ヲ附シ會長之ニ署名捺印スヘシ

裁決書ノ謄本ニハ會ノ印章ヲ押捺スヘシ

第四十五條 鑑定人及事實參考人ハ旅費及手當
ヲ請求スルコトヲ得

第四十六條 二府縣以上ニ渉ル事業ニ係ルトキ
ハ關係地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ合同
シテ收用審査會ヲ開クコトヲ得

第六章 損失ノ補償

第四十七條 土地所有者及關係人ノ受クル損失
ハ起業者之ヲ補償スヘシ

損失ノ補償ハ各人別ニ之ヲ爲スヘシ但シ其ノ
各人別ニ見積リ難キトキハ此ノ限ニ在ラス

四〇八

第四十八條 收用スヘキ土地物件ニ付テハ相當

ノ價格ニ依リ其ノ損失ヲ補償スヘシ
使用スヘキ土地ニ付テハ其ノ土地及近傍類地

ノ料金ニ依リ其ノ損失ヲ補償スヘシ

第四十九條 土地ノ一部ヲ收用又ハ使用スルニ
因リテ殘地ノ價格ヲ減シ其ノ他殘地ニ關シ損
失ヲ生スヘキトキハ其ノ損失ヲ補償スヘシ

第五十條 土地ノ一部ヲ收用スルニ因リテ殘地
ヲ從來用井タル目的ニ供スルコト能ハサルト
キハ土地所有者ハ其ノ全部ノ收用ヲ請求スル
コトヲ得

第五十一條 收用又ハ使用スヘキ土地ニ在ル物
件ハ移轉料ヲ補償シテ移轉セシムヘシ但シ物
件ノ分割ヲ來シ其ノ全部ヲ移轉スルニ非サレ

バ從來用井タル目的ニ供スルコト能ハサルト
キハ所有者ハ其ノ全部ノ移轉料ヲ請求スルコ
トヲ得

前項ノ場合ニ於テ物件ヲ移轉スルニ因リテ從
來用井タル目的ニ供スルコト能ハサルキトハ
所有者ハ其ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十二條 前條ノ移轉料ニシテ其ノ物件ノ相
當價格ヲ超ユル場合ニ於テハ起業者ハ其ノ收
用ヲ請求スルコトヲ得

第五十三條 土地ヲ收用又ハ使用スルニ因リテ
通路、溝渠、塙柵其ノ他ノ工作物ノ新築、改
築増築又ハ修繕ヲ爲ス必要ヲ生スルトキハ其
ノ費用ヲ補償スヘシ

第五十四條 前數條ニ規定シタルモノノ外土地
土地收用法

ヲ收用又ハ使用スルニ因リテ土地所有者及關
係人ノ通常受クヘキ損失ハ之ヲ補償スヘシ

第五十五條 土地ノ使用カ三箇年以上ニ亘ルト
キ又ハ土地ノ形質ヲ變更スルトキ若ハ使用ス
ヘキ土地ニ建物アルトキハ所有者ハ其ノ土地
ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十六條 第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通
知ノ後行政廳ノ許可ヲ得スシテ土地ノ形質ヲ
變更シ又ハ工作物ノ新築、改築、増築若ハ大
修繕ヲ爲シ又ハ物件ヲ附加増置シタル土地所
有者又ハ關係人ハ之ニ關スル損失ノ補償ヲ請
求スルコトヲ得

第五十七條 第九條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ
土地ニ立入り測量、検査又ハ調査ヲ爲スニ因

土地收用法

ヲテ他人ニ及ホシタル損失ハ起業者之ヲ補償スヘシ

第五十八條 第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後起業者カ事業ヲ廢止變更シタルニ因リテ土地所有者又ハ關係人ノ受ケタル損失ハ之ヲ補償スヘシ

第五十九條 前二條ノ補償ニ付キ協議調ハサルトキハ地方長官ノ決定ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第三十一條及第四十一條乃至第四十五條ノ規定ヲ準用ス

第七章 收用ノ效果

第六十條 起業者ハ收用又ハ使用ノ時期迄ニ補償金ヲ拂渡スヘシ
左ニ掲ケタル場合ニ於テハ補償金ヲ供託スル

- コトヲ得
 - 一 補償金ヲ受クヘキ者カ其ノ受領ヲ拒ミタルトキ又ハ之ヲ受領スルコト能ハサルトキ
 - 二 起業者カ過失ナクシテ補償金ヲ受クヘキ者ヲ確知スルコト能ハサルトキ
 - 三 起業者カ收用審査會ノ裁決中補償金額ノ決定ニ對シテ不服アルトキ但シ補償金ヲ受クヘキ者ノ請求アルトキハ起業者ハ自己ノ見積金額ヲ拂渡スヘシ
 - 四 起業者カ補償金拂渡ノ差押又ハ假差押ヲ受ケタルトキ

第六十一條 土地所有者及關係人ハ收用又ハ使用ノ時期迄ニ土地物件ヲ引渡シ又ハ物件ヲ移

轉スヘシ但シ左ニ掲ケタル場合ニ於テハ起業者ノ請求ニ依リ市町村長ハ土地所有者及關係人ニ代ルモノトス

- 一 土地所有者及關係人カ土地物件ヲ引渡シ又ハ物件ヲ移轉スルコト能ハサルトキ
- 二 起業者ノ過失ナクシテ土地所有者及關係人ヲ確知スルコト能ハサルトキ

第六十二條 起業者カ收用又ハ使用ノ時期迄ニ補償金ヲ拂渡又ハ供託ヲ爲ササルトキハ收用審査會ノ裁決ハ其ノ効力ヲ失フ但シ土地所有者及關係人カ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ケス

第六十三條 土地物件ヲ收用スルトキハ收用ノ時期ニ於テ所有權ハ起業者之ヲ取得シ其ノ他

ノ權利ハ消滅ス

土地ヲ使用スルトキハ其ノ權利ハ使用ノ時期ニ於テ起業者之ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ使用ノ期間其ノ行使ヲ停止セラレ但シ使用ヲ妨ケサルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六十四條 收用審査會ノ裁決ノ後收用又ハ使用スヘキ土地物件カ土地所有者又ハ關係人ノ責ニ歸スヘカラサル事田ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ滅失又ハ毀損ハ起業者ノ負擔ニ歸ス

第六十五條 先取特權、質權又ハ抵當權ハ其ノ目的物ノ收用又ハ使用ニ因リテ債務者九受クヘキ補償金ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得但シ其ノ拂渡前ニ差押ヲ爲スヘシ

土地收用法

土地收用法

第六十六條 收用ノ時期ヨリ二十箇年内ニ事業ノ廢止其ノ他ノ事故ニ因リテ收用シタル土地ノ全部又ハ一部カ不用ニ歸シタルトキハ舊所有者又ハ其ノ相續人ハ補償價格ヲ以テ之ヲ買受ルコトヲ得但シ第五十條ノ規定ニ依リテ收用シタル殘地ハ其ノ接續部分ノ不用ニ歸シタル時ニ非サレハ之ヲ買受ルコトヲ得ス
前項ノ場合ニ於テ買受ハ第三者ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス
第一項ノ期間内ニ於テ收用シタル土地ナ他ノ軍機ニ關スル事業又ハ内閣ノ認定シタル事業ニ供スルトキハ不用ニ歸シタルモノト看做サス
第六十七條 前條ノ不用ノ土地アルトキハ起業

四一二

者ハ舊所有者又ハ其ノ相續人ニ通知スヘシ但シ起業者ノ過失ナクシテ之ヲ確知スルコト能ハサルトキハ少クトモ三回ノ公告ヲ爲スヘシ
前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ二箇月内又ハ第三回ノ公告終了ノ日ヨリ六箇月内ニ舊所有者又ハ其ノ相續人カ買受ノ通知ヲ爲ササルトキハ其ノ權利ヲ失フ
第八章 費用ノ負擔
第六十八條 起業者、土地所有者及關係人カ本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ニ規定シタル手續其他ノ行爲ヲ爲シ又ハ義務ヲ履行スル爲ニ要シタル費用ハ各其ノ負擔トス
第六十九條 收用審査會ニ要シタル費用ハ命令ヲ以テ別ニ負擔者ヲ定メタルモノヲ除クノ外

府縣ノ負擔トス第五十九條ノ場合ニ要シタル費用ニ付テ亦同シ

第七十二條ノ規定ニ依リ收用審査會ノ裁決ヲ取消シタル場合ニ於テ更ニ開クヘキ收用審査會ニ要シタル費用ハ之ヲ起業者、土地所有者及關係人ニ負擔セシムルコトヲ得ス

第七十條 第七十三條第一項ノ規定ニ依リ地方長官カ義務者ノ爲スヘキ事項ヲ自ラ執行シ又ハ他人ヲシテ執行セシメタル爲ニ要シタル費用ハ府縣ノ負擔トス
府縣ハ前項ノ費用ヲ各其ノ義務者ヨリ徵收スルコトヲ得但シ其ノ義務者ノ受領スヘキ補償金ヲ以テ之ヲ充ツルコトヲ得

第七十一條 土地所有者又ハ關係人ノ負擔スハ

土地收用法

キ費用ハ第六十一條但書ノ場合ニ於テハ市町村ノ負擔トス
前項ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第九章 監督、強制及罰則

第七十二條 收用審査會カ其ノ權限ヲ越エ又ハ法令ノ規定ニ違反シテ爲シタル裁決ハ内務大臣之ヲ取消スコトヲ得

第七十三條 義務者カ本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ノ規定ニ依ル義務ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ一定ノ期間内ニ終了スル見込ナキトキハ地方長官ハ自ラ之ヲ執行シ又ハ他人ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得
義務者カ本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令

四一三

土地收用法

ノ規定ニ依ル義務ヲ履行セサル場合ニ於テ前
項ノ規定ニ依ルコト能ハサルトキハ地方長官
ハ直接ニ之ヲ強制スルコトヲ得

第七十四條 前章ノ規定ニ依リ私人ノ負擔スヘ
キ費用ヲ支出セサル者アルトキハ行政廳ハ國
稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ
得

前項ノ費用ニ付テハ行政廳ハ國稅ニ次キ先取
特權ヲ有ス

第七十五條 收用審査會員人ノ囑託ヲ受ケ賄賂
ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタルトキハ一年以下
ノ重禁錮ニ處シ四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス其
ノ賄賂ヲ贈與シ又ハ贈與スルコトヲ約シタル
者亦同シ

四一四

第七十六條 第十一條ノ規定ニ違反シ行政廳ノ
許可ヲ得スシテ障害物ヲ除却シタル者ハ五十
圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十七條 第九條又ハ第十條ノ規定ニ違反シ
行政廳ノ許可ヲ得スシテ土地ニ立入りタル者
ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十八條 故ナク鑑定人タルコトヲ拒ミタル
者又ハ鑑定人カ故ナク鑑定ヲ爲スコトヲ拒ミ
タルトキハ四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十九條 鑑定人トシテ收用審査會ニ呼出サ
レタル者ハ詐偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ一年
以下ノ重禁錮ニ處シ五十圓以下ノ罰金ヲ附加
ス賄賂其ノ他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シテ詐偽
ノ鑑定ヲ爲サシメタル者亦同シ

條八十條 鑑定人又ハ第四十三條第二項若ハ第

五十九條ノ規定ニ依リ呼出ヲ受ケタル者故ナ
ク出頭セサルトキハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十章 訴願及訴訟

第八十一條 收用審査會ノ裁決ニ對シテ不服ア
ル者ハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

收用審査會ノ違法裁決ニ由リ權利ヲ傷害セラ
レタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコト
ヲ得

前二項ノ規定ニ依リ訴願訴訟ハ裁決書謄本ノ
交付ヲ受ケタル日ヨリ二週間ヲ經過シタルト
キハ之ヲ提起スルコトヲ得ス

本法ノ規定ニ依リ通常裁判所ニ出訴ヲ許シタ
ル事項ニ關シテハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起ス

土地收用法

ルコトヲ得ス

第八十二條 收用審査會ノ裁決中補償金額ノ決
定ニ對シテ不服アル者ハ通常裁判所ニ出訴ス
ルコトヲ得但シ裁決書謄本ノ交付ヲ受ケタル
日ヨリ三箇月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在
ラス

前項ノ訴訟ハ收用審査會ニ對シテ之ヲ提起ス
ルコトヲ得ス

第五十九條ノ規定ニ依リ地方長官ノ決定ニ付
テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第八十三條 本法ノ規定ニ依リ訴願訴訟ハ事業
ノ進行及土地ノ收用又ハ使用ヲ停止セス

附則

第八十四條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ

土地收用法

施行ス

第八十五條 明治二十二年法律第十九號土地收用法ノ規定ニ依リ收用又ハ使用ニ關シテ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ本法ノ規定ニ依リテ爲シタルモノト看做ス

明治二十二年法律第十九號土地收用法ノ規定ニ依リ收用シタル土地ニ關シテハ第六十六條ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

明治八年太政官達第三百三十二號公用土地買上規則ニ依リ買上ケ現ニ國有タル土地ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本條ノ規定ヲ準用ス

第八十六條 收用審査會ノ爲スヘキ職務ハ北海道及沖繩縣ニ於テハ地方長官之ヲ行フ
郡長ノ爲スヘキ職務ハ支廳長又ハ島司ヲ置キ

四一六

タル地ニ於テハ支廳長又ハ島司之ヲ行ヒ支廳長又ハ島司ヲ置カサル地ニ於テハ支廳長又ハ島司ニ準スヘキ吏員之ヲ行ヒ支廳長又ハ島司ニ準スヘキ吏員ヲ置カサル地ニ於テハ町村長ニ準スヘキ吏員之ヲ行フ

市長ノ爲スヘキ職務ハ北海道及沖繩縣ニ於テ區長ヲ置キタル地ニ於テハ區長之ヲ行フ

町村長ノ爲スヘキ職務ハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村長ニ準スヘキ吏員之ヲ行ヒ町村長ニ準スヘキ吏員ヲ置カサル地ニ於テハ郡長ニ準スヘキ吏員之ヲ行フ

第八十七條 明治二十二年勅令第五號東京市區改正土地建物處分規則其ノ他別段ノ定アルモノハ各其ノ定ムル所ニ依ル

第八十八條 明治二十二年法律第十九號土地收用法明治二十三年法律第五十四號土地收用協議會規則及明治三十二年法律第七十二號ハ之ヲ廢止ス

●土地收用法施行令

(明治三十三年三月勅令第九十九號)

朕土地收用法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

土地收用法施行令

第一條 土地收用法第十條第三項及第十一條第一項ニ規定シタル行政廳ノ職權ハ市町村長之ヲ行フ

第二條 土地收用法第九條、第十一條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ起業者ノ爲土地ニ立入り又土地收用法施行令

ハ障害物ヲ除却スル者ハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

日出前日没後邸内ニ立入ル者又ハ障害物ヲ除却スル者ハ行政廳ノ許可證ヲ携帶スヘシ

第三條 起業者カ内閣ノ認定ヲ受ケムトスル場合ニ於テ起業地内ニ左ニ掲ケタル土地アルトキハ其ノ土地ニ關スル調書及圖面ヲ申請書ニ添付スヘシ

一 御陵墓地及御料地

二 國有地

三 現ニ公用ニ供スル土地

四 社寺境内地

五 名所、舊蹟及古墳墓

第四條 土地收用法第十四條ノ規定ニ依ル公告

四一七

土地收用法施行令

ハ官報ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第五條 内閣ノ認定ノ公告ノ後事業ヲ廢止變更

シタルニ因リテ土地收用法第十九條ノ申請ヲ

爲スノ必要ナキニ至リタルトキハ起業者ハ之

ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

地方長官前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ之ヲ公

告スヘシ

第六條 土地收用法第二十一條ノ規定ニ依リ調

書ヲ作リタル者ハ之ニ署名又ハ捺印スヘシ

第七條 土地收用法第二十四條ノ規定ニ依リ公

告ヲ爲シタル、キハ市町村長ハ縦覽期間ノ始

期ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第八條 土地收用法第三十二條ノ規定ニ依リ地

方長官ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ工事計畫書

及圖面ヲ添ヘ左ニ掲ケタル事項ヲ記載シ出願

スヘシ

一 工事ノ種類

二 收用又ハ使用スヘキ土地ノ細目

三 其ノ必要ヲ生セシメタル事業トノ關係

本條ノ場合ニ於テハ第三條ノ規定ヲ準用ス

第九條 土地收用法第三十二條ノ規定ニ依リ許

可ヲ與ヘタルトキハ地方長官ハ收用又ハ使用

スヘキ土地ノ細目ト共ニ起業者及工事ノ種類

ヲ公告シ又ハ之ヲ土地所有者及關係人ニ通知

スヘシ

第十條 土地收用法第十九條ノ地方長官ノ公告

又ハ通知ノ後事業ヲ廢止變更シタルニ因リテ

土地ヲ收用又ハ使用スルノ必要ナキニ至リタ

ルトキハ起業者ハ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

地方長官前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ之ヲ公

告シ又ハ土地所有者及關係人ニ通知スヘシ

第十一條 收用審査會會長及委員ニハ旅費ヲ支

給ス

第十二條 收用審査會會長及高等文官ニシテ委

員タル者ノ旅費額及其ノ支給方法ハ内國旅費

規則ノ定ムル所ニ依ル

高等文官ニ非サル委員ノ旅費及其ノ支給方法

ハ府縣制第九十四條ノ規定ニ從ヒ定ムル所ニ

依ル

第十三條 鑑定人及事實參考人ノ旅費額ハ左ノ

範圍内ニ於テ收用審査會ノ定ムル所ニ依ル

一 汽車賃一哩ニ付三錢以上六錢以下

土地收用法施行令

二 船賃一海里ニ付三錢以上六錢以下

三 車馬賃一里ニ付十錢以上三十錢以下

通路兩線以上アルトキハ最近ノ通路ヲ以テ旅

費ヲ算定ス

第十四條 鑑定人及事實參考人ノ手當ハ一日金

一圓乃至五圓ノ範圍内ニ於テ收用審査會ノ定

ムル所ニ依ル

鑑定ヲ爲スニ付數多ノ時間又ハ特別ノ技能若

ハ費用ヲ要スルトキハ前項ノ手當ノ外別ニ相

當ノ金額ヲ給スルコトヲ得

第十五條 土地收用法第五十九條ノ規定ニ依リ

地方長官力決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ前二

條ノ旅費額及手當ハ地方長官ノ定ムル所ニ依

ル

土地收用法第六條ニ基ツキテ發スル命令

四二〇

第十六條 土地收用法第五十六條ニ規定シタル

行政廳ノ職權ハ地方長官之ヲ行フ但シ物件ノ

附加増置ニ關シテハ之ヲ郡市長ニ委任スルコ

トヲ得

第十七條 土地收用法第六十七條ノ規定ニ依ル

公告ハ其ノ地方ノ新聞紙ヲ以テ之レヲ爲スハ

シ

第十八條 土地收用法第七十四條ニ規定シタル

行政廳ノ職權ハ同法第七十一條ノ場合ニ於テ

ハ市町村長之ヲ行ヒ其ノ他ノ場合ニ於テハ地

方長官之ヲ行フ

附則

本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●土地收用法第六條ニ基ツキテ

發スル命令

(明治三十三年三月勅令第百號)

朕土地收用法第六條ニ基ツキテ發スル命令ノ件

ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 本令ハ土地收用法又ハ土地使用法ニ基

ツキテ發スル命令ニ規定シタル期間ノ計算

法、通知ノ方法及書類ノ送達ニ關シテ之ヲ適

用ス

第二條 期間ヲ定ムルニ時ヲ以テシタルトキハ

即時ヨリ之ヲ起算ス

第三條 期間ヲ定ムルニ日、週、月又ハ年ヲ以

テシタルトキハ期間ノ初日ハ之ヲ算入セス但

シ其ノ期間カ午前零時ヨリ始マルトキハ此ノ

限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テハ期間ノ末日ノ終了ヲ以テ

期間ノ滿了トス

第四條 期間ノ末日カ大祭日、日曜日ニ當ルト

キハ期間ハ其ノ翌日ヲ以テ滿了ス但シ行政廳

ニ對スル期間ハ其ノ末日カ行政廳ノ休日ニ當

ルトキハ其ノ休日ノ終了シタル翌日ヲ以テ滿

了ス

第五條 期間ヲ定ムルニ週、月又ハ年ヲ以テシ

タルトキハ曆ニ從ヒテ之ヲ算ス

週、月又ハ年ノ始メヨリ期間ヲ起算セサル時

ハ其ノ期間ハ最後ノ週、月又ハ年ニ於テ其ノ

起算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ滿了ス但シ

月又ハ年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ於テ最

後ノ月ニ應當日ナキトキハ其ノ月ノ末日ヲ以

土地收用法第六條ニ基ツキテ發スル命令

ヲ滿了ス

第六條 土地收用法第十八條第二十五條及第三

十四條ノ期間ハ郵便ニ依リ書類ヲ差出シタル

場合ニ於テハ其ノ送達ニ要スル日時ヲ算入セ

ス

第七條 通知ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ内

務大臣カ定メタル場合ニ於テハ口頭ヲ以テ之

ニ代フルコトヲ得

第八條 書類ノ送達ニシテ送達者自ラ送達セサ

ル場合ニ於テハ使丁又ハ書留郵便ニ依ルコト

ヲ得

第九條 數人カ一人ノ代理人ヲ有スル場合ニ於

テ其ノ代理人ニ爲スヘキ送達ハ一通ノ書類ヲ

以テ之ヲ爲スコトヲ得

四二一

土地收用法第六條ニ基ツキテ發スル命令

一人カ數人ノ代理人ヲ有スル場合ニ於テ其ノ代理人ニ爲スヘキ送達ハ其ノ一人ニ之ヲ爲スコトヲ得

第十條 委任ニ因ル代理人アル場合ニ於テモ其ノ委任者ニ爲シタル送達ハ其ノ効力ヲ妨ケス
第十一條 無能力者ニ對スル送達ハ其ノ法定代理人ニ之ヲ爲スヘシ但シ委員ニ因ル代理人アルトキハ此ノ限ニ在ラス

法人又ハ組合ニ對スル送達ハ其ノ代表者又ハ業務執行者ニ之ヲ爲スヘシ
前項ノ代表者又ハ業務執行者數人アル場合ニ於テハ送達ハ其ノ一人ニ之ヲ爲スコトヲ得
組合ニシテ業務執行者ヲ定メサル場合ニ於テハ送達ハ其ノ組合員ノ一人ニ之ヲ爲スコトヲ

得

第十二條 現役及召集中ノ豫備、後備ノ軍籍ニ在ル下士以下ノ軍人ニ對スル送達ハ其ノ所屬ノ長官又ハ隊長ニ之ヲ爲スコトヲ得

第十三條 在監人ニ對スル送達ハ其ノ監獄ノ首長ニ之ヲ爲スヘシ

第十四條 送達ハ送達ヲ受クヘキ人ノ現所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ハ送達ヲ受クヘキ人カ其ノ地ニ於テ住所、居所又ハ事務所ヲ有スル場合ニ於テ其ノ受領ヲ拒ミタルトキハ之ヲ適用セス

第十五條 送達ヲ受クヘキ人其ノ住所、居所又ハ事務所ニ在ラサルトキハ其ノ送達ハ現場ニ在ル成年ノ同居者又ハ雇人ニ之ヲ爲スコトヲ

得

第十一條第二項ノ場合ニ於テ代表者又ハ業務執行者事務所ニ在ラサルトキハ送達ハ現場ニ在ル他ノ役員又ハ成年ノ雇人ニ之ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ送達ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ送達ハ交付スヘキ書類ヲ其ノ地ノ市町村長ニ預ケ送達ノ告知書ヲ作り之ヲ住所又ハ居所ノ門戸ニ貼付シ且近隣ニ住居スル者二人以上ニ口頭ヲ以テ通知シテ之ヲ爲スコトヲ得

第十六條 法令上ノ理由ナクシテ送達書類ヲ受領セス又ハ受領スルコト能ハサルトキハ其ノ書類ヲ送達ノ場所ニ差置クコトヲ得此ノ場合土地收用法第六條ニ基ツキテ發スル命令

ニ於テハ送達人ハ其ノ調書ヲ作ルヘシ

第十七條 書類ノ送達ヲ受領シタル者ハ其ノ場所及年月日時ヲ記載セル受領書ヲ交付スヘシ
前項ノ受領書ヲ交付セス又ハ交付スルコト能ハサルトキ又ハ第十五條第三項ノ規定ニ依リ送達ヲ爲シタルトキハ送達人ハ其ノ調書ヲ作ルヘシ

第十八條 送達ヲ受クヘキ者ノ住所、居所又ハ事務所不明ナルトキハ收用又ハ使用スヘキ土地所在ノ市町村長ニ於テ之ヲ公告スヘシ
前項ノ場合ニ於テ公告ノ日ヨリ一週間ヲ經過シタルトキハ送達ヲ爲シタルモノト看做ス
第十九條 書類ノ送達ニ關スル規定ハ通知ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

土地收用法第四十六條ニ依ル合同收用審査會

四二四

第二十條 訴願及訴訟提起期間ノ計算法ハ訴願
行政裁判法及民事訴訟法ノ規定ヲ適用ス
第二十一條 書留郵便ニ依リテ爲ス送達ニ付テ
ハ郵便ニ關スル法令ノ規定ヲ適用ス

附則

本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●土地收用法第四十六條ニ依ル
合同收用審査會

(明治三十三年三月勅令第百一號)

朕土地收用法第四十六條ニ依ル合同收用審査會
ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
第一條 合同收用審査會ヲ開カムトスルトキハ
關係地方長官協議ヲ爲シ内務大臣ノ認可ヲ受
クヘシ協議調ハサルトキハ内務大臣ノ指揮ヲ

請フヘシ
第二條 合同收用審査會會長ハ開會地ノ地方長
官ヲ以テ之ニ充テ其ノ委員ハ關係府縣收用審
査會委員ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 土地收用法第二十六條乃至第二十九條
ニ規定シタル地方長官ノ職權ハ合同收用審査
會ヲ開キタル場合ニ於テハ開會地ノ地方長官
之ヲ行フ

第四條 合同收用審査會ノ費用ニシテ府縣ノ負
擔スヘキモノノ中等文官ニ非サル委員ノ旅
費ハ其ノ所屬府縣ノ負擔トシ其ノ他ハ關係府
縣ノ負擔トス

附則

本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●土地收用法第六十九條ニ依リ
發スル命令

(明治三十三年三月勅令第百二號)

朕土地收用法第六十九條ニ依リテ發スル命令ノ
件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 收用審査會ノ費用中左ニ掲ケタルモノ
ハ起業者ノ負擔トス

一 鑑定人及事實參考人ノ旅費及手當

二 裁決書謄本ノ調製費

三 郵便及電信料

四 傭人料

五 其ノ他内務大臣ノ指定シタルモノ

第二條 收用審査會ノ費用中收用審査會會長及
高等文官ニシテ委員タル者ノ旅費ハ所屬官廳

土地收用法第六十九條ニ依リ發スル命令

ノ經費ヲ以テ之ヲ支辨ス

第二條 土地收用法第五十九條ノ場合ニ要シタ
ル費用ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス

附則

本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●土地收用法第八十五條第三項
ニ基ツキテ發スル命令

(明治三十三年三月勅令第百三號)

朕土地收用法第八十五條第三項ニ基ツキテ發ス
ル命令ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治八年太政官達第百三十二號公用土地買上規
則ニ依リ買上ケ引續キ國有ニ屬スル土地ニ付テ
ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル土地ヲ除クノ外土地
收用法第八十五條第一項及第二項ノ規定ヲ準用

四二五

土地收用法第八十五條第三項ニ基ツキテ發スル命令

四二六

- 一 公用土地買上規則第四則但書又ハ第八則ノ規定ニ依ラスシテ買上ケタル土地
- 二 府縣郡市町村其ノ他公共團體ニ於テ土地收用法施行ノ際現ニ修理保存費ヲ負擔スル土地
- 三 明治三十二年勅令第三百三十三號第一條ノ規定ニ依リ帝國ノ臣民又ハ法人ニ於テ所有權ヲ取得スルコトヲ得ヘキ土地
- 四 土地收用法施行前不用ニ歸シタル土地
- 五 土地收用法施行前第三者ニ讓渡スヘキ契約ヲ爲シタル土地

附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 錄

金井五島の兩副參事は鐵道院監督局の當局者にして又輕便鐵道の諸法令に對し最も精通せらるゝは論を俟たず。即ち今兩氏より起業者が最も知らんとせる事項につき説明を乞ひ爰に附錄とせり。

輕便鐵道補助施行規則

改正に就て (附補助金算出法の説明)

(大正三年十月説)

鐵道院監督局勤務 法學士副參事 金井清氏談

輕便鐵道補助法の改正を促す説は久しき以前から新聞に雜誌に又は議會などでも盛んに唱道されたものである。それで最近の通常議會で改正案が提出され殆兩院を通過せんとした際停會となつた爲遂に通過しなかつた仍而今春の第二次臨時議會に之と同一の案が提出されて兩院を通過し去月一日法律第四十一號を以て發布された譯である。

輕便鐵道補助施行規則改正に就て

其の改正せられた要點は、第一に從來の補助法は每營業年度に於ける益金が建設費に對し一年五分の割合に達せざる時は政府は該鐵道營業開始の日より五年を限り其の不足額を補給する事になつて居つたものを、改正法は、補給年限を十年間に延長した事と、第二に舊法の第四條には其の益金が建設費に對し年八分を超過した場合に曩に政府から受けた補給額を漸次償還する規定になつて居つたものであるが、新法は全然之を削除して一度補給を受けた金額に對しては會社は永久に償還するの義務を免るゝに至つた、此の二つの點が法律の明文に表はれた所の改正の眼目である。

輕便鐵道補助施行規則改正に就て

の保證は日本現今の經濟界の狀態に適合しないから宜しく年六分に改正すべしと云ふのであつた。然し政府の方針は補助歩合は五分を正當と認め之を増加して六分となす意志はない代りに補給金額を算定する方法を命令によりて定むる場合には、其趣旨を尊重して會社に有利なる方法を取る事と他の一つは從來批難を蒙つた手續繁雜な點を改良して簡略にする事との點は法律の明文以外に於ける改正の趣旨であつた。又第一條に五分に達せずと認むる時云々として「認むる」といふ字を加へ且從來建設費、營業收入及營業費は命令を以て算出する事を得とあつたのを命令を以て算出するに改正して從來の全然決算主義であつたのを捨て豫算主義に依る意味を

二

表はした事になつて居る。それで這般閣令第三號を以て公布になつた輕便鐵道補助法施行規則は此等の趣旨に據りて幾多の點を改正した、之を從來の施行規則に比して餘程變つて來たのは當然である繰返して言ふが改正は一、總ての手續を簡略にした事。二、補給歩合は法律の許す範圍内にて増加し得る手段を採つた事。三、補助金を算出する基礎たる建設費、營業收入及營業費は從來は全部決算主義を採りたるも新法は豫算主義を採つた詳言すれば建設費は査定主義營業費は算出主義とし收入のみは決算に依る事とした此三點にあるのである。其れで第一の手續を省略した點は(一)從來の補助申請書には補助年限乃ち營業開始後五ヶ年に亘る運輸の數量

收入、支出益金及其の算出の基礎に關する精密なる表を添付する必要があつた、此の表は各驛間の貨客數量表を基礎とせればならぬから製作するには少からぬ繁煩を覺えたのであるが、新法は之れが提出の必要を認めなくなつたから手数を省略した事は尠なくなからう。(二)區間により營業開始の日を異にするときは從來は終局まで各區間を全然獨立したる線路の如く看做して區間毎に各別に計算して居たが、新法は計算上已むを得ざる場合の外は出來得る限り各區間を通算し一計算とした。(三)建設工事施行中は三ヶ月毎に其の工程及支出金額を報告する事になつて居つたが新法では之を全廢した(四)每營業年度の建設費、營業收入及益金計算は認可の輕便鐵道補助施行規則改正に就て

三

申請を必要としたが新法では單に收入の決算表を提出せしむるので其他は認可の必要がなくなつた(五)益金計算表の代りに線路曲線表及勾配表を提出せしむるに止まり決算主義を捨て、計算是局自身が大部分引受くる始末となつたから餘程手續を省略した次第である。第二、の法律範圍に於て補助歩合の増加を計ると云ふ事は(一)從來は會社が公共團體其他から補助金を得て建設費に流用した時には、其の金額は株主が負擔以外であるから政府は之れに對して補助すべき限りに非ずと云ふ見解により、建設費より削除し尙ほ建設費に充當すべき外は原則として營業收入に加算して居たが、新法は之れをも全部建設費と見做し補給する事となり

輕便鐵道補助施行規則改正に就て

其等の規定を全廢して普通の整理方法によらしむる事となつた。

(二)舊法には其年度内に支拂つた建設費は年度の初期に使用したか、又は年度の終末に使用したか判定しない爲めに全額を年度の中間に於て使用したものと見做し、全額の半分丈けに對し補助金を交附して居たが、新法は之をも全額に對し補給する事になつた(三)舊法に於ては収入は營業收入全部であつたが新法は之を純然たる運輸收入に限り預金利子株券書替手数料の如き雜收入を削除して之等は補助關係以外の收入と見做す事となつた。

第三に從來は一切決算主義に依つたのを今度は前にも一言した通り建設費は會社の豫算及決算

四

を參考として政府に於て適當に査定した額とし収入は從來通り實費決算額とし而して營業費は末段に説明する通り運輸數量に依り一定の公式を以て算出した額とするから會社は實際に於て經費を節約して此公式により算出する營業費以下で經營するならば其差額は全然會社の利益となる、即ち舊法と違つて今度は勉強の仕甲斐がある譯である、前に述べた補助歩合を多くする三つの改正及此營業費算出方法改正の結果會社の受くる補助金は實際上五分五厘にも又は六分以上にも相當する事が有り得るのである。

以上は改正法の要點であるが、之れによりて觀るに新法は社會の要求に聞て種々なる點に於て殆んど舊態を存しない迄の改正を施した事が判

る。願ふに此の改正は輕便鐵道發達の爲めに計りて大いに貢獻するであらう。

營業費の計算

前述の如く今回の改正に於て營業費は運輸數量と其線路の状態を計算に入れて新に作りたる公式から算出する事になつて居るが、今此公式の起りを述べれば此の公式は全國各私設輕便鐵道の過去十年間の營業成績を基礎とし、其統計より得たる數量を最小自乘法に依り平均して拵へたものである。乃ち之れに用ゆる符號

Wは圓を單位とする一日一哩の營業費

Rは封度を單位として計算したる列車の重量一噸の平均抵抗力

Tは一日一哩の平均運輸數量

輕便鐵道補助施行規則改正に就て

を用ひ蒸氣を動力とする軌間三呎六吋の鐵道に

$$W = 5.50 + (0.001 + 0.0002R)T$$

の公式より一日一哩の營業費を求むるのである由來鐵道營業費を分解すれば貨客の數に關係の無い所謂不動經費と貨客の經費の數量に比例する異動經費とがある。其の式中の5.50は五圓五十錢を意味し鐵道を營業する限りは一人の旅客も一噸の貨物も全く無きに拘らず、必ず支出を要する所謂不動經費を表して居る。

次の0.001乃ち一厘なる數は線路の状態には關係しないが運輸數量により増減する異動經費を表して居る。次の0.0002乃ち二毛は運輸數量に關係し且線路の状態如何に影響する數を表し

輕便鐵道補助施行規則改正に就て

て居るから此れに末段記載の公式より抵抗力を求めて乗ずる事になつて居るのである、そして此の二つの異動經費を加へたものが一人哩の營業費であるから之に一日一哩の平均運輸數量を乗ずれば一日一哩の異動經費が出来る、此異動經費と不動經費とを加すれば一日一哩の營業費が出来るのである、乗客一人一哩に要する經費と一噸一哩に要する總計費の比は此の場合一、と一、七であつて貨物一噸は乗客の一人七分に當る計算になつて居る小兒や回数券を人哩に換算し斤扱貨切扱等を噸哩に換算する方法は近日中當局から補助會社に通牒する事になつて居る。

六
明すれば、一日一哩の平均運輸數量は乗客六百
人、貨物百噸ある線路にして抵抗力は列車の重
量一噸に對し二十封度あると假定すれば列車抵
抗力に影響する費用は

$$0.0002 \times 20 = 0.004$$

乃ち四厘となり之れに前の一厘を加へて五厘を
要するのである。それに乗客六百人の外に貨物
百噸を乗客に換算したる百七十人を加へた總運
輸數量七百七十人としたる數を乗ずると

$$(600 + 100 \times 1.7) \times 5 = 3.85$$

乃ち三圓八十五錢と云ふ異動經費が出るから、
それに前の不動經費五圓五十錢を加ふれば九圓
三十五錢となる。乃ち政府は此線路を營業する
には一日一哩に此金額丈の營業費を要すと認

むるのであるから、之に營業哩と營業日數とを
乗ずれば其營業年度の營業費が出る、運輸收入
の内より此營業間を差引き其殘金乃ち利益金が
年五分に満たざる時は政府は其不足に相當する
丈の補助をなすと云ふのである。隨ふて會社
當局者が此九圓三十五錢の内を節約して行くな
らば、其差額は當然會社の純利益になる譯であ
る。其他軌間の相違、動力の相違により公式中
の數字を異にするは一見して知る事が出来る。
然し既に補助の許可を得て居る會社に在りては
營業費が此の公式にて算定した額より超過する
時は附則に於て政府は當分の内別の方法を以て
營業費を算定して之に代ゆる恩惠的條項もある
尤も此れに要した營業費は正當の支出に限る事

輕便鐵道に於ける節約的施設

は論を俟たない。尙又現に補助を受けて居る會
社に對しては此の年度の初めより本令を適用す
る事となつて居る。

要するに以上の説明によりて本令の目的は本邦
の輕便鐵道の布設を奨励するにあるを知る事が
出来ると思ふ云々。(鐵道時報轉載)

輕便鐵道に於ける節

約的施設

鐵道院監督局勤務
副參事法學士

五島慶太

(一)

線路保安の爲め設くべき堤塘欄垣又は溝渠は特
に必要缺くべからざる箇所限りて可なること

輕便鐵道に於ける節約的施設

輕營一三)

我國の一般鐵道に於ては鐵道建設規程の定むる所に依り線路の防備を爲すを要するも輕便鐵道にありては其の營業規程に規定する所大に之を簡略ならしむるの趣旨にあり特に交通頻繁なる車馬道と相接するが如き場所以外は長大なる列車の運轉せざる區間に於ては殆ど防備施設の必要なかるべし

(二)

踏切門扉は列車運轉速度の大なる場合又は地形上展望惡しき場所に限り往來頻繁なる道路に設くるものとし其の他には之を設けざること(輕營一三)
列車の速度大ならざるときは往來頻繁なる踏切

入

と雖展望に妨げ無き箇所は門扉を設くるの必要なし

輕便鐵道營業規程第二十二條には交通頻繁にして遠方より展望し難き踏切其の他必要なる箇所には列車運轉中番人を置き之を看守せしむべしとあるを以て小規模の鐵道に於ては右に限定せる箇所のみ番人を置くを以て足れりとすべし番人を置かざる重要な踏切に注意を與ふる手段としては其の前後約半哩の地點に標識を設け列車此の所を通過の際汽笛を吹鳴するが如き方法を採らば可なるべし

(三)

線路の巡視を一日一回に止むるを得ること(輕營二〇)

ること

一般鐵道に於ては列車運轉上危険なき様常に工夫をして巡視せしむるのみならず毎日少くとも一回保線係員をして線路の状態を監視せしむべき法規上の義務ありて普通の場合には保存工事の爲にする巡視のみ概ね朝夕二回以上線路障礙の有無を見廻らしむるを例とするも小規模の鐵道にありては特殊の季節又は一定の區間に係るもの、外之を節約し其の工事上の必要に依るものと單に見廻りの爲にするものとを併せ一日一廻の巡視にて差支なかるべし

(四)

特殊の停車場に於ての外列車運轉上の取扱は擧げて列車乗務員の責任たらしめ驛員は必要に應じ之に助力を與ふるのみの仕組と爲すを妨げざ

輕便鐵道に於ける節約的施設

列車仕立驛其の他特別の停車場を除きては一般に驛長をして列車運轉上の責任者たらしめ又驛務は主として旅客貨物の取扱、轉轍器及信號の操縦並に電氣通信の受授のみに止め列車運轉上の事務は專任列車係若は特に指定せられたる驛長の指揮に依り乗務員をして執行せしむることとするは一の便法なるべし斯くするときは驛務大に簡單となり中間停車場の如きは一驛長をして數驛を兼れしむるを得べく然かも乗務員は之れが爲め増員の必要なかるべし

(五)

乗客貨物の取扱數多からざる驛には驛員を置かざることとし列車乗務員又は踏切番に於て之が

輕便鐵道に於ける節約的施設

取扱を行ふか又は委託取扱の組織とすること
乗務閑散なる驛は停留場と名づけ全然側線を設けぬ且驛員を常置せざることとし列車着發の都度乗務員をして出札集札及貨物の受授を取扱はしむるか又は最寄の商人に之れが取扱を委託し若は踏切番をして兼掌せしむる等便宜の方法を用ふるを可とす停留場には待合所及便所等の設備を省略するも不可無かるべし
又側線の設ある小停車場に於ては常に之を鎖錠し置き列車の乗務員に開閉を掌らしむることとするも可なるべし

(六)

電氣通信器は一般に電話機を用ふることとし停留場の如きには之をも設備せざること (經營一

掛、貨物掛、通信掛、整燈手又は驛夫中の一部分は婦人の職業として不都合無かるべし

(八)

旅客運輸は單級制又は二級制と爲す事
旅客取扱上の等級多きときは客車の利用率低減し乗客一人に對する實費増加し不經濟たるを免かれず此の見地に於ては單級制を得策とするも若し他鐵道との聯絡の都合又は或る程度迄乗客を區別するを可とする等の爲斯くすることを得ざるときは特等普等の二級制を採用するを可とす而して他線直通の二等客は其の一等客と同様特等に乗車するものとして取扱ふこと

(九)

貨物運賃制度を簡易にすること
輕便鐵道に於ける節約的施設

九)

停留場の如き業務閑散なる驛に於ては列車運轉上其の他特別の必要なき時は電氣通信器の設備を省略するも不可無かるべし而して一般に通信器は取扱上特殊の技能を要する電器器よりは何人も容易に取扱ひ得る電話器を用ふべきは言を俟たず

(七)

驛員に婦人を採用すること
從來鐵道職員に婦人を採用せるは出札掛及踏切番を主なるものとし其の他一二の鐵道に於て食堂給仕及客車内の掃除方法等に用ひたる事あるに止まるも大なる勞働を要せざるものは報酬低廉なる婦人を用ひ差支無かるべし例へば改札

一般鐵道に於ける現行の貨物運賃制度は其の等級の類別及夥多の貨率等甚だ複雑にして當に公衆の了解に苦しむのみならず取扱者側に於ても多大の手續を要し之が爲め専門的係員を置かざるを得ざるなり大運輸にありては斯かる仕組を必要とすべきも輕便鐵道にありては敢て此の一般の振合に依るを要せず單に自線内に限れる簡易の賃金制度を定め差支無かるべし而して他線直通貨物の如きは特約に係るものを除くの外凡て聯絡驛に於ける運賃打切り計算を以て中繼發送の取扱を爲すべきなり

(十)

貨物の積込取卸は總て荷主の負擔とすること
通常取扱貨物の積込取卸も貨取扱と同様に荷主の

輕便鐵道に於ける節約的施設

負擔と定め貨車入換の如き手押の場合に同様として全然貨物驛夫を置かざる仕組とするは節約的施設の一たるべし而して一般荷主の依頼を受け貨物積卸の業を營まむとするものは當該鐵道の承認を受くべきことに定むるを可とす

(十一)

彈條式轉轍器を使用し定位の運轉に對し轉轍手を附するを要せざらしむること(輕營二一) 對向轉轍器には鎖錠を施し又は聯動裝置とする場合の外列車又は車輛通過の際其の取柄を支持するを一般の取扱方法と爲すも輕便鐵道にありては運轉速度を制限し轉轍手を附するを要せざる彈條式轉轍器を使用するを得策とすべし、斯くするときは普通の轉轍器に轉轍手を附するよ

りは經濟なるのみならず或る意味に於ては寧ろ安全の度を増すものゝ如し。

(十二)

一箇列車を以て梭式運轉を爲す線路に於ては常置信號機を設くるを要せず又其の他の場合にありては聯絡停車場及列車の行違を爲す停車場に於てのみ常置信號機を設くるを以て足ること

(輕營一〇)

列車運轉上絶対必要の場所を除くの外小規模の鐵道にありては常置信號機を設けざるも可なり其の現に設備ある場所と雖運轉上の關係に依り必要無き期間は之れが使用を中止するを得るは一言を俟たず

(十三)

場内信號を其の防護區域外十五鎖乃至二十鎖の距離より見る能はざる場合に限り遠方信號機又は之に代へるべき標識を設くること 遠方信號機を設くるを要する限は一般鐵道に於けるが如く四十鎖以上の望見距離と爲すの必要無かるべし又該信號機に代うるに不動の標識を以てするを得ること 佛國及丁抹國の例に倣ふて可なり

(十四)

乗降場は幅高及び長さ等一律に據るを要せざること 乗降場の幅高及び長さ等最小限の規定あるときは往々不必要の失費を免れ難きことあるべし輕便鐵道に對しては法規上斯かる制限あること無

輕便鐵道に於ける節約的施設

し去れば容易に乗降り得らるべき階段を客車に取設けあるとき若くは別に相當の乗降用踏臺の備付あるときは全く乗降場の設備を爲さざるも不可無きものとす

(十五)

機關車に直接する車輛若くは機關部の隣室に旅客を乗込ましたるを得ること 輕便鐵道に對しては法規上保安車の強制無し故に運輸上の効率を大ならしめむが爲め危険の虞なき程度に於て列車又は自動客車に保安室を設けざることを得べきなり

(十六)

三車以上に跨る長大なる貨物を積載したる貨車にても客車との間に二車以上を隔つるときは運

輕便鐵道に於ける節約的施設

輸速度一時間十五哩以下の旅客列車に聯結するを得ること(輕營二七)

一般鐵道に於ては二車跨の貨車は特別裝置を施すときに限り旅客列車に聯結するを得るも三車跨以上のものは貨物列車に依るの外無きなり然るに輕便線にありては斯かる便宜あり

(十七)

列車中に警報裝置を設くるを要せざるること

小規模の鐵道に於ては長距離若くは長時間に亘り無停車にて運輸を爲すが如きことあらざるが故に旅客列車に警報を裝置せざるも可なり

(十八)

運輸速度一時間十哩を超へざる線路に於ては急勾配と雖同一區間に續行列車を運轉することを

得ること(輕營二九)

速度小なるときは勾配急なる場合にありても續行列車の危険ならざるを以て斯く便宜の規定あり而して一般列車運轉上の保安方法の如きも輕便鐵道にありては必ずしも閉塞式又は票券式等一律のものに依るの要なし宜しく當該線路の狀況に應じ認可を経て適當の保安式を定むべきなり

(十九)

聯結車數多からざる列車に於ける乗務員は機關車に従事するものを除き一人たらしむること

規定の制動機を操從し又は驛員を置かざる中間驛の業務を取扱ふ等の爲め特に必要ある場合は別段とし其の他は車掌を一人列車に乗込むのみ

と爲すも差支無かるべし

(二十)

聯結車數多からずして貫通制動機の設備を有し且つ車掌が容易に機關車に行くことを得る列車は機關手のみとし火夫を乗込ませしめざることを得べし而して列車の後部に必ずしも乗務員の乗込み居るを要せざること

輕便列車にして貫通制動機の設あるもの若くは自動客車に於ては線路の狀況に依り機關手及び車掌のみにて列車を操縦し前段不都合を見ざることもあるべし

(二十一)

列車運轉報告は機關手車掌連名にて一通提出せしむるを以て足ること

輕便鐵道に於ける節約的施設

一般鐵道にありては驛長車掌及び機關手をして各別に過轉報告を調製せしむべき規定あるも簡易を旨とする輕便線にありては單に列車乗務員より一通提出せしむるに止めて可なり

(二十二)

列車の前部に掲ぐる信號は通常列車と臨時列車との區別を爲さず其の後部に於ける信號は兩側に掲ぐるものを省略し緩衝梁に一箇のみとするを得ること(輕營三四)

一般規定に於ける列車前後部に掲ぐる信號は絕對的必要に依るものと單に業務上の便利に供するものとを併せたるものなるに似たり故に輕便鐵道に於ては之を絕對的必要の程度まで省略し得ることに規定せられたり

輕便鐵道に於ける節約的施設

(二十三)

旅客及び公衆に接する機會少なき職員には制服を必要とせざること
旅客及び公衆に對する職務を行ふ鐵道係員は一定の制服を著すべき規定なるも操車掛、信號手、轉轍手、制動手、驛夫、機關手、火夫、車輛検査番等の如き旅客及び公衆に接する機會少なき職員は制服を著するの要なく或は單に制帽のみを用うるも可なるべし又輕便鐵道營業規程中の職制に定めたる係員以外の者に對しては固り製服の要なかるべし尤も係員中にありても營業長、保線手、電氣主任等は直接公衆に對する職務を行ふこと少なきを以て此等は制服の着用を強制せらるゝ範圍外のものと認めて可なり

(二十四)

建築定規は一般鐵道と異り遂に縮少したるものを用うることを得べく又期間に運輸數量の多少に因りて之を選定し得ること一般鐵道にありては鐵道建設規程第一章第一條に據りて建築定規の規定は限定せられたりと雖輕便鐵道にありては鐵道の狀態に應じて適當に之を定むることを得べし(輕營四)
蒸氣を動力とする鐵道の軌間も亦必ずしも之を三呎六吋と爲すの要なく運輸狀態に應じて二呎又は二呎六吋と爲すことを得べし(輕營五)
尙特別の事由ある場合に於ては許可を得て輕便鐵道營業規程に依らざることを得るなり(輕營二)

(二十五)

曲線の半徑は一般鐵道に在りては十五鎖以上とあるも輕便に在りては普通五鎖迄下ることを得べく尙ほ特別の場合には之を縮少するを得ること(輕營六、建設二)

停車場設備を簡單にすること(輕營一一)

一般鐵道に於ては必ず各停車場に待合所乗降場及び便所等旅客に必要な設備を爲さるべからず然るに輕便鐵道に在りては乗客の多き停車場のみに待合所等相當の設備を爲すを以て足るべく從て降客は多くとも之が爲め特に設備を爲すの必要無かるべし

(二十七)

地形上困難なる山地等に於ては比較的小なる半徑を使用するときは之に依て大なる土工を避くることを得べく又山地にあらざる場合に於ては巧に障礙物を避けて線路の敷設を爲すことを得べし但し本件は建設費に對する節約としては特筆大書すべき事柄なりと雖營業費は之れが爲に多少の増加を見るは必然の結果なるを以て之の點に對して熟慮を要す

(二十六)

輕便鐵道に於ける節約的施設

哩程標數を減じ勾配標を略すること(輕營一二)
一般鐵道に於ては四分の一哩毎に哩程標を建て勾配の變更する箇所毎に勾配標を建つることを要すと雖輕便鐵道に於ては半哩毎に哩程標を建てざるべからざるも勾配標を建つるの要なし、之れ至つて僅少の金額なりと雖永久に亘保存費

輕便鐵道に於ける節約的施設
の節約なるべし

(二十八)

緩衝器及び聯結器を簡便にすること(輕營一四)
一般鐵道に在りては緩衝器の軌條面上の高さ及び相互の間隔に付て一定の規定あり必ず之に依らざるべからず又聯結器の如きも螺旋聯結器及び聯環聯結器とを供へて二重掛とせざるべからざるも輕便に於ては唯彈性聯結裝置を爲すを要するのみにして其型式は適宜簡便のものにて可なり然れ共三呎六吋の輕便にして院線と貨車の乗入れ又は直通運輸を爲さんとするものは矢張一般鐵道と同一裝置を爲さざるを得ざるなり

(二十九)

客車内の面積は定員一人に付一般鐵道に比して

一八

遙に小なることを得べく又點燈裝置も之を簡便にすること(輕營一六、建設四四)

一般鐵道に於ては客車の面積は乗客定員一人に對し三平方呎以上たることを要すとあるも輕便鐵道に於ては吊革を設けて立客を認めたるを以て必ずしも以上の面積を具ふることを要せず又一一般鐵道は一車に付點燈裝置二個以上を強要し又區分室あるときは一室に一個を要すと規定せりと雖も輕便鐵道に於ては各室に點燈裝置を爲すことを要すとあるを以て區分室ある場合は例外として一車に付一個の點燈裝置を爲すを以て足るべし

又客室窓硝子の面積に付ても特別の場合に於ては旅客家員一人に付六十平方呎より小なること

を得るなり

(三十)

列車の後部に制動機なき車輪を附すること(輕營二六、運轉一九)
一般鐵道に於ては列車の後部に必ず制動機の裝置ある緩急車を附することとを強制するも輕便鐵道に於ては勾配が二百分一より緩なる場合には之を附するの要なし尤も一列車を通じて營業規定第二十五條の規定に従ふことを要するは勿論なり

(三十一)

反向の曲線間に直線を押入することを要せざる

一般鐵道に於ては停車場外に在る反向の曲線間に輕便鐵道に於ける節約的施設

は相當の長さを有する直線を押入することを要す

と雖(建設二)輕便鐵道に於ては必ずしも之を設くるの要なし之れ護輪軌條を用ふるか又は列車が除行するに於ては敢て支障なしと認めればなり本件の如きも建設費に對する節約としては蓋し鮮少ならざるべし

(三十二)

施工基面の幅を縮小すること

一般鐵道に於て單線の場合に於て施工基面の幅十四呎以下に降ることを許さざるも(建設四)輕便鐵道に於ては斯の如き制限なきを以て軌間三呎六吋の道鐵に於ても尙之を縮小するとを得べし、現今一般の實例は十二呎を以て普通と爲す

(三十三)

一九

輕便鐵道に於ける節約的施設

道床の厚さを減すること

一般鐵道に於ては枕木下面より施工基面迄六吋以上の道床を置くことを要し如何なる場合に於ても三吋以下に下ることを許さず(建設五)輕便には斯る制限なし然れども道床の薄きは開業後に至りて却て營業費の多大の出費を要するを以て一得一失の嫌あり

(三十四)

軌道の間隔に關し制限規定なきこと

一般鐵道に於ては軌道中心間の距離は停車場外に於て最少限十呎、停車場内に於ては十二呎を有することを要するも(建設六)輕便鐵道には其の制限なきを以て車の幅に應じて相當に定むることを得現今多くの輕便鐵道に於ては十呎を以

て普通と爲す

(三十五)

軌道の負擔力及軌條重量は之を相當に減少するを得ること

軌道の負擔力は其の通過列車の活重に耐うることを要するは勿論なるも一般鐵道に於ては如何なる場合と雖一軸十噸の活重に耐ゆることを要し又軌條は四十五封度以上たることを要すと規定せり(建設七、八)輕便鐵道には其の限定なきを以て當該線路の通過列車の活重に依りて相當に定め軌條の如きも内地製品を用うることを要するの外三十封度二十封度等と爲すも妨なし

(三十六)

橋梁は之を木造とすること

一般鐵道に於ては經間十二呎以下の橋桁のみは之を本造と爲すことを得べく又地方の狀況に依り特許を得て木橋を架設することを得るを原則として木橋を禁止せり

輕便鐵道に於ては原則として全部の木造橋を認めたり但し木造橋は建設費としては莫大なる節約なるべしと雖我國の如き濕潤の氣候に於ては永久の策としては決して利益あるものに非ず

(三十七)

停車場内本線の勾配に附て限定無きこと

一般鐵道に於ては停車場内本線路の勾配は三分の一より緩なるを原則と爲し但し已むことを得ざる場合は特許を得て百分の一迄下ることを得べし(建設一三)輕便鐵道に於ても勾配は矢張

輕便鐵道に於ける節約的施設

り以上の如き制限に従ふべきものなるも全然貨車の解結を爲さざる停車場又は停留場等あるを以て斯る制限的規定を設けざりしなり

(三十八)

待避側線の長を自由に定むること

一般鐵道に於ては原則としては待避線の有效延長は七百呎以上とし長列車運轉の必要な場合には適度に其の長を減縮することを得るも(建設二十)輕便鐵道には全然斯る制限なきを以て適當に之を定むることを得べし

(三十九)

跨線橋又は地下道を設くるの要なきこと建設規程第二十六條に依り一般鐵道に於ては旅客の乗降頻繁なる場所には跨線橋若は地下道を設くる

二一

輕便鐵道に於ける節約的施設

ことを要するも輕便鐵道に於ては之等を設くべき場合の限定なし

(四十)

列車の推進(運轉一三)後部に補助機關車を使用すること(運轉一四)、旅客列車に依る貨物運送(運轉二三)

以上の點に付ては輕便鐵道に何等制限なきも列車の推進に付ては一般鐵道の如き嚴重なる制限なきも事故の發生等を防ぐが爲には成るべく之を禁止するを可とす後部補助機關車の使用に付ても制限なきを以て平垣線上と多數の客貨車を連結して前後二臺の機關車を以て運轉する等の事は強ち違法に非ずと雖成るべく列車保安上之を避くるを可とす旅客列車に依る貨物輸送に付

二二

ては全然制限的規定なきを以て自由なり但し之が爲に運轉時間の遲速を來すは固より之を避けざるべからず

以上の諸點は輕便鐵道營業規程を建設規定又は運轉規定に比較して輕便鐵道が一般鐵道に比して節約し得べき大綱を摘記したるものなり此の外微細の點に付て論ずるときは尙多々あるべしと雖今は之を略す(鐵道時報轉載) (完)

大正四年二月二十日第三十四版増補印刷
大正四年二月廿八日 増 補 發 行

不許 複製

編輯者兼

印刷著

發行所

印刷所

郵(價定)	上卷金	中卷金	下卷金
稅	廿錢	廿錢	廿錢
	四錢	四錢	四錢

小島 榮次郎

東京市京橋區采女町二十八番地

深澤 直道

東京市京橋區采女町十七番地

鐵道時報局

東京市京橋區采女町十七番地

國光印刷株式會社

東京市京橋區築地三丁目廿二番地

新鐵道法令集

中卷
下卷

正 價
 中卷 金貳拾錢也
 下卷 金貳拾錢也
 郵稅各壹冊四錢
 上中下卷壹組 金六拾錢也
 郵稅金拾錢也

本書は新法令發布毎に怠りなく増補訂正し中卷にて遞信省官制、遞信局官制、電氣に關する諸規則、其他雛形書類等、下卷には専ら鐵道院に關する凡ての法令、規則、令達等一切網羅したれば上卷と併せて鐵道従事員及び關係職員は一日も座右に缺ぐべからざる要書なり

發行所 鐵道時報局
 東京市京橋區采女町一七
 振替貯金口座東京四二二三番

高尚優美にして雅致ある
 内容豊富にして携帶至便なる
 坊間數多き中にも他に其の比を見ざる

機械懷中日記

毎年十月上旬より發行す 價は低廉

本日記は最優良の特色を備ふるは誓て自から信ずる處、又ノートブックと見ても豊富なる雜記欄を有し、日常必要の簡易表と見るも九十頁の機械便覽を有す、苟も機械に關係を有せらるゝ諸君は、技師より職工に至るまで總ての階級に適切すべく編纂せるものなるを以て技師、技手、工手及各職工諸君には最適の良日記なり

行發會商一リアイダ

地番七十町女采區橋京市京東
 番七二三九二京東座口金貯替振

毎年十月上旬

より發行す

鐵道家の「トッケッポ」に
は物ぬらなてくな
の此

鐵道懷中日記

なり

鐵道時報局

東京市橋區采女町七十七番地
振替貯金口座東京四二二番

高尚優美にして

價は低廉

鐵道院運輸局長 木下 淑夫閣下 序文
鐵道院職員 シー、エフ、スチーヴンス先生校閱
中央教習所講師 高久 甚之助先生 著
同所講師

鐵道英語會話獨習書

全壹冊

正價四十錢
郵税金四錢

菊判半折三百二十六頁クローズ表紙美本

數多き職務中鐵道員ほど語學の必要なる職務なかるべし。宜べ也鐵道院が
眞先に各地に教習所を設け語學の訓練に維れ日も足らざるを
本書は鐵道院中央教習所講師シー、エフ、スチーヴンス先生の校訂を経て、
斯界に生れたるものにて専ら鐵道現業員に適する如く編成せり

發行所

東京市京橋區采女町
振替貯金口座四二二三

鐵道時報局

278
160

日本唯一の鐵道專門雜誌
鐵道時報
鐵道の事項は何んでも分かる

記事要目

論說、講演、訪問録、鐵道經歷、技術一班、外報、巡覽記、特別通信、新電氣、現業員
の聲、鐵道評壇、時事、運輸、建築、經理、紀行、商況、雜錄、鐵道逸話、彙報、畫報
案内、英文記事、文苑漫畫其他

每週土曜日發行

定價

一冊六錢 郵稅五厘
半年廿六冊 金一圓六十三錢

鐵道時報は鐵道界の米の飯也一日も諸君の座右に缺ぐ可からず
鐵道界の落伍者となるを好まざる人は鐵道時報を讀まざる可からず
鐵道界に於ける最近最新の學術を知らむと欲する人は鐵道時報を覽
る可し
内外鐵道家の近狀動靜を事細かに知らむと欲する者は鐵道時報を手
より放つべからず
本紙の主幹が外遊より歸着以來、如何に紙上が革新せられつゝある
かを見よ

東京市京橋區采女町十七番地

鐵道時報局

終

